

2026年調査用

経済産業省生産動態統計調査

## 化学工業関係月報記入要領

[調査票番号]

6010、6080、6090、6100、6121、6122、  
6140、6160、6171、6175、6180



政府統計

統計法に基づく国の  
統計調査です。調査票  
情報の秘密の保護に  
万全を期します。

2026年 1 月

経済産業省大臣官房調査統計グループ

鉦 工 業 動 態 統 計 室



## ◆ 間違いやすい記入例 ◆

調査票の記入の際、間違いやすい主な記入例と確認ポイントについてまとめました。

間違いやすい記入例	正しい報告のために（確認ポイント）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定義外の品目分を計上</li> <li>・ 定義内の品目分を未計上</li> </ul>	<p><b>調査票記入要領</b>に記載してある<b>調査品目の定義</b>や品目例示、生産などの<b>調査項目の定義</b>を確認してください。</p> <p>調査票の記入担当者が、貴事業所での製造品と調査品目の関連について必ずしも熟知していないと思われる場合には、定期的に、貴事業所における製造品に詳しい方が調査の報告内容について確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外生産分を生産に計上</li> </ul>	<p>本調査は、国内に所在し、かつ、調査品目を国内で生産している事業所が対象です。「<b>生産</b>」には、<b>海外に所在する関連企業の生産分を含めない</b>でください。</p> <p>ただし、貴事業所で生産する調査品目と同じ品目を貴事業所が海外から受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三国間貿易分を計上</li> </ul>	<p><b>海外との帳簿上のみ</b>の輸出、輸入などの取引は、<b>調査の対象にはなりません</b>。実際に海外生産分を受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在庫量の推計</li> </ul>	<p>在庫には、<b>月末の実在庫量</b>を記入していただくのが原則です。</p> <p>どうしても毎月把握できない場合に限り、計算による算出もやむを得ませんが、この場合でも、必ず<b>定期的（四半期や半期など）に実在庫量を確認</b>して報告してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重複報告</li> </ul>	<p><b>自事業所（A工場）に他事業所（B工場）分を含めて報告している</b>場合、当初は、A・B両工場の担当者に認識があったものの、担当者が替わるなどしてその状況が不明になり、いつの間にか<b>B工場も調査票を提出している</b>、というケースも考えられます。必ず、定期的に確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単位誤り</li> </ul>	<p><b>調査票に記入の際は、調査票上に記載されている単位を確認の上、記入してください。</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月末従事者数の誤り</li> </ul>	<p>「事業所」の月末従事者数には、<b>貴事業所に常時従事している全ての人数（生産及び管理などの業務に常時従事している人数）</b>を記入します。</p> <p>一方で、「〇〇部門」（機械器具月報は「当該品目群」以下同様）の月末従事者数には、貴事業所のうち<b>当該調査品目の生産及び管理などの業務に常時従事している人数</b>を記入します。</p> <p>したがって、「事業所」の月末従事者数は、「〇〇部門」の月末従事者数と比べて多いか等しくなります。</p>

記入した内容（記入欄、桁等）に間違いがないかどうか、提出前に今一度御確認をお願いします。

また、これまでの報告内容に間違いがあったとお気づきの場合や、記入に関する疑問点などがありましたら、「9. 調査票に関する連絡先」（目次参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞まで御連絡ください。

## ◆オンライン提出に関するQ&A◆

Q 1	紙調査票で提出していますが、オンラインでの提出に切替えたいのですが。
A 1 -①	送付された調査関係書類にオンライン提出に必要な「ログイン情報（政府統計コード・調査対象者 ID・初期パスワード）」が同封されている場合は、申込み不要で利用いただけます。政府統計オンライン調査システムへのログイン⇒ <a href="https://www.e-survey.go.jp/">https://www.e-survey.go.jp/</a>
A 1 -②	「ログイン情報」が同封されていない場合は、本書48ページの「オンライン提出希望確認書【新規届】」をコピー（PDF形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）からExcel形式の「オンライン提出希望確認書【新規届】」を出力し、全ての項目を記入の上、下記E-MAILで提出してください。提出から約2週間後にログインのための調査対象者 ID・初期パスワードを郵送でお送りします。
Q 2	変更したパスワードを忘れてしまいました。
A 2	政府統計オンライン調査システム上の連絡先情報にメールアドレスの登録が済んでいる場合は、「パスワードの再発行画面」からパスワードの再発行を行っていただくことが可能です。パスワードの再発行⇒ <a href="https://www.e-survey.go.jp/onlinec/reissuePassword">https://www.e-survey.go.jp/onlinec/reissuePassword</a> なお、メールアドレスの登録が行われていない等で、上記の対応ができない場合は、パスワードの初期化を行いますので、下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。初期化手続き後に「ログイン情報」に記載の初期パスワードでログインし、再度、パスワードの変更をお願いします。
Q 3	「ログイン情報」を紛失してしまいました。
A 3	第三者の不正アクセスの原因となり得るため、至急下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。
Q 4	オンラインで提出できなくなりました。
A 4	Excelのバージョン変更や社内セキュリティ設定などにより、電子調査票の機能を利用いただけない場合があります。その場合は、紙調査票での提出に切替えをお願いします。本書2ページの「9. 調査票に関する連絡先」に「オンライン提出ができなくなったため紙調査票での提出に切替える。」ことを連絡の上、紙調査票にて提出してください。
Q 5	担当者（連絡先）が変更となりました。
A 5	本書49ページの「オンライン提出希望確認書【変更届】」をコピー（PDF形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）からExcel形式の「オンライン提出希望確認書【変更届】」を出力し、変更内容を含む全ての項目を記入の上、下記E-MAILまで提出してください。

### 【オンライン調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室オンライン調査担当

[電話番号] 03-3501-1090 [E-MAIL] [bzl-stats-info@meti.go.jp](mailto:bzl-stats-info@meti.go.jp)

経済産業省 HP オンラインによる統計報告（上記以外のQ&Aも掲載しています。）

(URL) <https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

— お願い —

「ログイン情報」は厳重に保管してください。担当者が替わられても「調査対象者 ID」や「パスワード」の情報は継続して使用していただけます。

メール等での問合せの際には、「調査対象者 ID」「担当者氏名」「電話番号」を記入してください。なお、セキュリティ確保のため「パスワード」は記入しないでください。

# 目 次

## 【 化学工業関係月報記入要領（共通事項） 】

1. 調査の目的	1
2. 秘密の保護	1
3. 調査の対象	1
4. 報告義務等	2
5. 調査期日及び調査期間	2
6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法	2
7. 休業、廃業、転業及び名称変更等	2
8. 結果の公表	2
9. 調査票に関する連絡先	2

## 〈 記入注意事項 〉

1. 一般事項	4
2. コード欄の記入について	4
3. 一括事業所の調査票の記入について	5
4. 共通調査項目別事項	5

## 〈 月報別記入注意事項 〉

化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報（6010）	8
コールタール製品・環式中間物及び合成染料月報（6080）	10
有機薬品及び写真感光材料月報（6090）	12
石油化学製品月報（6100）	15
無機薬品・火薬類月報（6121）	19
触媒月報（6122）	23
高压ガス月報（6140）	25
プラスチック月報（6160）	27
油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報（6171）	34
化粧品月報（6175）	38
塗料及び印刷インキ月報（6180）	41
調査票のオンライン提出について	45

## 参 考 調 査 票 様 式



## 【化学工業関係月報記入要領（共通事項）】

この記入要領は、化学工業に関する経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる事業所の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、提出期日までに経済産業大臣へ提出してください。

### 1. 調査の目的

この調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とし、統計法に基づく基幹統計を作成するため、経済産業省が経済産業省生産動態統計調査規則によって実施するものです。

### 2. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第41条によって保護されています。したがって、徴税事務などに使用されることはありません。

### 3. 調査の対象

この調査の対象事業所は、経済産業省生産動態統計調査規則に規定されており、化学工業に関する調査票に記載された調査品目を生産する国内の事業所であって、第1表の従事者規模区分に該当する事業所（以下、「工場」という。）が調査の対象となります。

なお、調査品目について生産の委託などを行っている事業所で、経済産業大臣が指定する事業所（以下「一括事業所」という。）を含みます。

第1表 調査票の種類及び調査対象区分

調査票の種類	調査対象となる事業所・企業の従事者規模区分
化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報	全ての事業所。 ただし、「石灰」及び「軽質炭酸カルシウム」は15名以上の事業所
コーラル製品・環式中間物及び合成染料月報	全ての事業所
有機薬品及び写真感光材料月報	全ての事業所
石油化学製品月報	全ての事業所
無機薬品・火薬類月報	全ての事業所
触媒月報	全ての事業所
高圧ガス月報	全ての事業所
プラスチック月報	全ての事業所
油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報	10名以上の事業所
化粧品月報	30名以上の企業（委託生産企業を含む）
塗料及び印刷インキ月報	10名以上の事業所

#### 4. 報告義務等

この調査の対象となる工場又は企業の管理責任者（報告者）は、調査票に掲げる事項について報告することが、統計法第13条（報告義務）で義務付けられているほか、必要に応じて、同法第15条（立入検査等）の規定の適用があります。

なお、報告者がこれらの規定に反し、報告を拒んだり、虚偽の報告をしたり、立入検査に応じない場合などには、統計法第60条、第61条に基づいて罰せられることがあります。

#### 5. 調査期日及び調査期間

この調査の調査期日は、毎月末日現在です。調査期間は、原則として毎月1日から末日までの1か月間となっています。やむを得ない場合は、一定の日（例えば25日、20日など）を定めて、その日から1か月前の期間を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、一度定めた調査期間は特別な事情がない限り変更しないようにしてください。

なお、調査期間を変更した場合は、調査票の備考欄にその旨を必ず記入してください。

#### 6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法

調査票は、経済産業大臣へ翌月15日までに1部提出してください。

調査票は、紙による提出のほか、オンラインによる提出方法があります。

なお、オンラインによる提出は「政府統計オンライン調査システム」を利用します。紙調査票報告事業所に対して12月に送付された、2026年用「調査関係書類一式」に同封の「内訳表」裏面に「ログイン情報（調査対象者ID・初期パスワード）」が記載されている事業所は、既に本システムの利用が可能です。記載がない事業所で、オンラインによる提出を希望される場合は、「調査票のオンライン提出について」（45～49ページ）を参照してください。

#### 7. 休業、廃業、転業及び名称変更等

(1) 休業、廃業、転業、名称変更などの場合は、「9. 調査票に関する連絡先」の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞に、その旨を連絡してください。

(2) 休業の場合は、調査品目の製品在庫がなくなるまで毎月調査票を提出してください。また、操業を再開した場合は、直ちに調査票を提出してください。

(3) 廃業又は転業の場合は、翌月の調査票から提出する必要はありません。

ただし、いずれの事由であっても、調査品目の製品在庫がある場合は、「9. 調査票に関する連絡先」の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞にその旨を連絡し、指示に従ってください。

#### 8. 結果の公表

この調査の集計結果は、「経済産業省生産動態統計速報」、「経済産業省生産動態統計確報」、「経済産業省生産動態統計年報」として、インターネットにより公表しています。

経済産業省生産動態統計調査のホームページ：

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/>

#### 9. 調査票に関する連絡先

【記入方法などに関する問合せ先】

＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞

電話：0120-172-938（通話料無料）

【受付時間】 平日 9:00～18:00（平日12:00～13:00、土・日・祝日・年末年始を除く）

【調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室  
化学・金属班

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号  
電話代表 03-3501-1511 内線 2866

〈 記 入 注 意 事 項 〉

1. 一般事項

(1) 記入数字について

調査票の該当する欄に正確かつ明瞭に記入してください。  
 数字は全て算用数字を用い、単位未満は四捨五入してください。  
 実績があっても単位未満四捨五入で0になる場合は、「0」と記入してください。  
 実績がない場合は空欄としてください。

(2) 訂正等について

(調査票提出前)

調査票に、あらかじめ印刷されている情報に訂正がある場合は、赤色で二重線を引き訂正内容を記載してください。また、事業所番号、企業名、事業所名、本社又は本店所在地、事業所所在地、法人番号の印刷（印字）がない場合は、記載いただくようお願いします。

(調査票提出後)

報告数値等に訂正が生じた場合には、その都度速やかに「9. 調査票に関する連絡先」（2ページ参照）の〈経済産業省生産動態統計調査事務局〉に報告してください。報告をもとに担当者が訂正内容（①～⑧）について確認しますので、訂正方法などについては、担当者の指示に従ってください。

- ① 企業名・事業所名・事業所番号・法人番号
- ② 調査票名・調査票番号
- ③ 品目名・品目番号
- ④ 調査項目名
- ⑤ 訂正期間
- ⑥ 訂正発生要因
- ⑦ 連絡先（担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号）
- ⑧ 訂正発生時期からの既報告値と訂正值

2. コード欄の記入について

- (1) 提出調査票の該当月の記入は、調査票欄外（下段）の所定コード欄（年月分）に、例えば、1月～9月は01～09として2桁数字で記入してください。
- (2) 事業所番号欄の都道府県（2桁）及び整理番号（8桁）欄には、この調査のために指定された番号を必ず記入してください。

なお、事業所番号は昨年と同じです。事業所番号が分からない場合は、その都度速やかに「9. 調査票に関する連絡先」（2ページ参照）の〈経済産業省生産動態統計調査事務局〉に照会してください。

例えば、事業所番号が13（東京都）-00058015の場合は次のように記入します。

【記入例】

統計調査番号	調査票番号	年 月 分		事業所番号							
				都道府県		整理番号					
A 0 7	※ ※ ※ ※	2 0	2 6	0 1	1 3	0 0	0 5	8 0	1 5		

- (3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号（13桁）を記入してください。
- (4) この調査票の作成年月日を、調査票左下の所定箇所に記入してください。

### 3. 一括事業所の調査票の記入について

一括事業所の調査票とは、あらかじめ経済産業大臣から一括調査報告の指定を受けた事業所が作成するものです。指定を受けた事業所は、指定された品目について、下請事業所などの数値を取りまとめて記入してください。ただし、一括調査報告の指定内容は事業所毎に異なりますので、指定された内容をよく確認の上記入してください。

なお、調査票の記入に当たっては、当該事業所が報告すべき記入事項（4. 共通調査項目別事項、月報別記入注意事項）を参照の上記入してください。

### 4. 共通調査項目別事項

#### 調査項目について

調査項目の記入は、調査品目（調査票記載品目、ただし、石油化学製品月報については15ページの調査品目表を参照）の製品を生産している工場の受け払いを品目毎に記入します。したがって、調査品目の製品を生産していない場合は、その品目欄の受け払いを記入する必要はありません。

注：次の調査項目別記入注意は、調査票共通の定義です。調査票の記入は、この定義によりますが、月報別記入注意事項（下表）も必ず参照してください。

調査票番号	調 査 票 名	参照ページ
6010	化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報	8
6080	コールタール製品・環式中間物及び合成染料月報	10
6090	有機薬品及び写真感光材料月報	12
6100	石油化学製品月報	15
6121	無機薬品・火薬類月報	19
6122	触媒月報	23
6140	高圧ガス月報	25
6160	プラスチック月報	27
6171	油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報	34
6175	化粧品月報	38
6180	塗料及び印刷インキ月報	41

(1) 製品欄（注：化粧品月報（6175）については、38～40ページを参照してください。）

#### ① 生産

調査期間中に国内にあるあなたの工場で、実際に生産（受託生産を含む。）した製品（調査票記載品目。ただし、石油化学製品月報については15ページの調査品目表を参照）の数量を次の点に注意して記入してください。ただし、仕掛中の半製品は除きます。

ア. あなたの工場が他から受託して生産した製品は、受託者側であるあなたの工場の生産として計上してください。

イ. あなたの工場が他に委託して生産させた製品は、これを実際に生産した委託先で生産に計上しますので、あなたの工場の生産には含めないでください。

ウ. あなたの工場では他の製品に加工又は消費するために生産したものも含めてください。

#### ② 受入

調査期間中にあなたの工場が生産している調査品目（調査票記載品目。ただし、石油化学

製品月報については15ページの調査品目表を参照)と同一の製品で、工場又は倉庫に次の事由により受入れた数量を記入してください。

- ア. 他企業から購入したもの(輸入を含む。)
- イ. 同一企業内の他工場から受入れたもの
- ウ. 委託生産品及び委託加工品を委託先の工場(下請工場を含む。)から受入れたもの
- エ. 返品(戻入れ)されたもの(廃棄品は除く。)

### ③ 消費

調査期間中にあなたの工場での他の製品の原材料、加工用及び燃料として消費した数量を記入してください。

なお、見本用、贈答用、展示用、試験研究用などの自家使用分は「消費」とはせず、出荷欄の「その他」に計上してください。

### ④ 出荷

調査期間中にあなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量及び販売金額を記入してください。

なお、出荷数量は次の事由により、「販売」、「その他」に区分して記入してください。

#### (販売)

- ア. 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの
- イ. 販売することを目的として本社、営業所又は中継地など(これが契約の主体となって借受けている倉庫などを含む。)に出荷したもの
- ウ. 受託生産品を販売業者(消費者を含む。)である委託者へ出荷したもの  
ただし、委託者が同一調査品目を生産している生産業者である場合は、販売には計上せず、出荷欄の「その他」に計上してください。
- エ. 同一調査品目を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの(全くの転売品)

#### (その他)

- ア. 同一調査品目を生産している同一企業内の他工場に出荷したもの
- イ. 同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの
- ウ. 委託生産又は委託加工のための原材料として出荷したもの
- エ. 受託生産品又は受託加工品を同一調査品目を生産している生産業者(委託者)へ出荷したもの
- オ. 自家使用したもの(見本用、贈答用、展示用、試験研究用など)
- カ. 受入れた製品を返品したもの

#### (販売金額)

販売金額は、契約価格又は生産者販売価格により評価した金額を記入してください。

- ア. ここでいう契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛りを除き、消費税を含めたものです。

なお、製品を包装又は梱包して出荷するものについては、その包装費又は梱包費は価格に含めてください。

注：その他の諸掛りには、積下ろし料のほか、保税倉庫保管料、港湾運送費、船積費などがあります。

- イ. 委託者から原材料の供給を受け、加工賃を受け取る場合の価格は、原材料をその受給時の市価で購入したものとして算出してください。

## ⑤ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの工場で生産した調査品目の製品及び受入品で、あなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に保管してある製品の数量を記入してください。

なお、在庫には、販売済みのもので未引渡しとなっているものを含め、また、受託生産した製品を受託者が保管している場合は、受託者の在庫に計上します。

また、1社1工場の場合、本社と工場が経理上区別していない倉庫は工場の所属とします。

注：製品欄に記載する数量については、調査項目間に次のバランス関係が成立します。

(前月末在庫+生産+受入) - (消費+販売+その他出荷) = 月末在庫

廃棄、災害、棚卸などの事由により、このバランス関係が著しく崩れている場合は、備考欄にその事由を具体的に記入してください。

## (2) 労務欄

### 月末従事者数

調査期間の末日現在において、実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する人数を「〇〇部門」及び「事業所」にそれぞれ記入してください。

#### ① 従事者とは次のものをいいます。

ア. 期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇われている者。ただし、親企業又は子会社への出向者、長期欠勤者（連続1か月以上）及び労働組合専従者は除きます。

イ. 親企業又は子会社からの出向者、人材派遣会社からの派遣従業者などはア. に準じて扱います。

ウ. 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

エ. 個人経営企業の事業主又は家族従業者のうち、常時その工場の業務に従事し、給与の支払いを受けている者

#### ② 「〇〇部門」の従事者とは、当該調査品目の生産に従事する者をいいます。

なお、一貫工場又は兼業工場で2業種以上を兼業する工場は、それぞれの業種に区分して記入しますが、兼務している従事者及び補助、管理部門のような共通部門の従事者の数は、妥当な方法（生産額など）で分割してください。

#### ③ 「事業所」の従事者とは、その工場全体の従事者をいいます。

なお、本社の従事者は原則として含めませんが、工場と本社が同一場所にあつて区分が困難な場合は含めても差し支えありません。

## (3) 備考欄

#### ① 製品欄に掲げた調査品目の生産、販売、在庫などに、前月と比べ大幅な変動があつた場合は、「〇〇〇〇向け需要増（又は需要減）」、「事故」、「生産中止」、「棚卸」、「災害」など、差し支えない範囲で主な理由を注記してください。

なお、「定期修理入り」については、その設備の定期修理期間及び前回実施時期も併せて注記してください。

#### ② 生産能力に変化があつた場合は、「増設」、「設備廃棄」、「生産能力の見直し」などの区別を記入してください。

## 〈月報別記入注意事項〉

### 化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報（6010）

#### 1. 製 品 欄

##### 調 査 品 目

- (1) アンモニアは、実計量（NH<sub>3</sub> 100%換算）又は計算によって記入してください。
- (2) アンモニアの生産は、高压容器（ボンベ、タンク車）に充填したものは、その充填量、導管によって出荷されたものは、その出荷量を記入してください。
- (3) 硝酸は実計量（98%換算）で記入してください。
- (4) 硫酸アンモニウムは、硫酸の仕込量に各社ごとの所要原単位から算出した係数を乗じた量によって記入してください。
- (5) 高度化成（粒状）は窒素、りん酸、カリのいずれか2成分以上の含有量の合計が 30.0%以上のものをいいます。ただし、NK 化成は除きます。高度化成には、りん安などの原料肥料を購入し、これにアンモニア水、水などを加え造粒した、いわゆる高度配合化成も含めます。生産は袋詰量をもって実績とします。
- (6) 普通化成（粒状）は窒素、りん酸、カリのいずれか2成分以上の含有量の合計が 30.0%未満のものをいいます。生産は袋詰量をもって実績とします。
- (7) 生石灰は原料の石灰石を焼成炉で高温で焼いて、生成したものをいいます。
- (8) 消石灰は生石灰に水を注いで消化し、更に熟成させたものをいいます。
- (9) 軽質炭酸カルシウムは石灰乳に炭酸ガスを反応させ、沈殿した炭酸カルシウムをろ過・乾燥したものをいいます。  
注：重質、ご（胡）粉などの炭酸カルシウムは対象となりません。  
なお、(7)、(8)、(9)の品目については事業所全体の従事者 15 名以上の事業所が調査対象となります。
- (10) か性ソーダは液状（97%換算）と固形の合計を記入してください。
- (11) 合成塩酸は白塩酸、純塩酸を含めます。なお、合成塩酸を蒸留して塩酸ガスを製造する事業所においては、合成塩酸（35%換算）の生産量は、塩酸ガス生産のために消費した合成塩酸の量を含めた数値を記入してください。
- (12) 副生塩酸はガスの状態で消費又は出荷するもの及び他に利用せず廃棄するものは含めません。
- (13) 次亜塩素酸ナトリウム溶液（12%換算）は有効塩素濃度で「12%換算」として記入してください。

#### 4. 生産能力欄

##### ア ン モ ニ ア

##### (1) 対 象 設 備

原料ガス製造設備、原料ガス精製設備及び合成設備の能力によります。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象範囲に含めません。

(2) 操業時間及び日数

1日の操業時間は24時間とし、年間操業日数は365日から、定期修理、故障などによって年間に休止が予想される日数及び休日を差し引いた日数とし、各事業所において定めます。休止日数には、天災などによる事故、原料の不足、需要低下などに原因するものは含めません。

なお、一時的な需給関係による操業時間又は操業日数の変動、行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変動とみなし、生産能力算定の際に考慮しません。

(3) 技術条件

各設備（年代差を含む。）における標準的な技術条件を前提とし、原料の前処理法の進歩、製造工程上の技術的な改良及び設備の部分的改良などにより、生産能力に変化があった場合は、生産能力を改定してください。

(4) 労働条件

労働力は、各設備に応じた標準的な人員及び質を前提とします。

(5) 原料及び燃料

当該品目として平均的な品質の原材料及び燃料を前提とし、量的な制約は考慮しません。

なお、当該品目として平均的な品質を前提とすることが困難な場合は、各事業所において使用される平均的な品質を前提として差し支えありません。

(6) 算式

月間生産能力＝実日産能力×年間操業日数×1/12

## か性ソーダ

(1) 対象品目及び対象設備

電解法による、か性ソーダが対象になります。

電解槽及び整流機を1組とした電解能力の合計によります。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象範囲に含めません。

(2) 操業時間及び日数

アンモニアと同様です。

(3) 技術条件

アンモニアと同様です。

(4) 労働条件

アンモニアと同様です。

(5) 原料及び燃料

アンモニアと同様です。

(6) 算式

月間生産能力＝実日産能力×年間操業日数×1/12

実日産能力＝1.492kg×Amp（アンペア）×1/1,000×24時×電流効率×電解槽数

## コールタール製品・環式中間物及び合成染料月報（6080）

### 1. 製 品 欄

#### 調 査 品 目

- (1) コールタールは、石炭乾留の際生じるタールをいい、精製加工又は精製前の粗製のものをいいます。
- (2) 粗製ベンゼンは、石炭ガス、軽油及びコールタール蒸留工程から生ずるタール軽油で、精製蒸留以前のものをいいます。数量は 180℃までに 100%留出のものに換算して記入してください。
- (3) クレオソート油は、ベンゼン吸収油及びその他のタール油を含めます。
- (4) ナフタリンは、精製ナフタリン、95%ナフタリンの合計を記入してください。
- (5) 副生硫酸アンモニウムは、石炭ガス及び石油分解ガス発生の際に副生される硫酸アンモニウムをいいます。
- (6) 合成染料は、直接染料、分散染料、蛍光染料、反応染料、有機溶剤溶解染料、一般酸性染料、含金属染料、食用色素、一般塩基性染料、カチオン染料、インジゴ、スレン染料、可溶性建染染料、媒染・酸性媒染染料、硫化・硫化建染染料、アゾイック染料、皮革用染料などの合成染料を記入してください。また、分散染料とは、アセテート用分散染料、ポリエステル用分散染料、顔色型分散染料をいいます。
- (7) 有機ゴム薬品は、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤を記入してください。ゴム加硫促進剤とは、D、M、DM、C Z、T T、その他をいい、ゴム老化防止剤とは、AW、D、C、S P、その他をいいます。

### 4. 生産能力欄

#### 無水フタル酸、シクロヘキサン

##### (1) 対 象 設 備

無水フタル酸は酸化装置、蒸留装置の能力。シクロヘキサンは水添装置の能力によります。ただし、付属装置が特にあい路となっている場合には、それを考慮します。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象に含めません。

##### (2) 操業時間及び日数

1日の操業時間は24時間とします。年間操業日数は365日から定期修理にかかる日数を差し引いたものを年間操業日数とします（ここでいう「定期修理」とは、法令上定められた定期検査を指す。以下同じ。）。

ただし「2年又は数年に1回、定期修理を行う設備」は年間操業日数を365日とし、定期修理にかかる期間については考慮しません。

##### (3) 技 術 条 件

各設備（年代差を含む。）における標準的な技術条件を前提とし、原料の前処理法の進歩、製造工程上の技術的な改良及び設備の部分的改良などにより、生産能力に変化があった場合は、生産能力を改定してください。

(4) 労働条件

労働力は、各設備に応じた標準的な人員及び質を前提とします。

(5) 原材料及び燃料

当該品目としての平均的な品質の原材料及び燃料を前提とし、量的な制約は考慮しません。

なお、当該品目としての平均的な品質を前提とすることが困難な場合は、各事業所において使用される平均的な品質を前提として差し支えありません。

(6) 算式

月間生産能力＝実日産能力×年間操業日数×1/12

## 有機薬品及び写真感光材料月報（6090）

### 1. 製 品 欄

#### 調 査 品 目

- (1) 発酵エチルアルコールは、アルコール事業法に基づき製造されたものに限り、アルコール分95%換算値で記入してください。  
なお、エチルアルコールの販売金額には、アルコール事業法に基づく特定エチルアルコールに係る税相当額を販売価格に含めて報告してください。また、石油化学製品であるものは「石油化学製品月報」（6100）に記入し、この調査票の対象から除きます。
- (2) 写真フィルムの生産とは、検査及び包装を終えて荷姿になったものをいいます。  
写真フィルムは、白黒フィルム、カラーフィルムの合計を記入してください。白黒フィルムは、X線用フィルム、映画用フィルム、ロールフィルム、印刷製版用、マイクロフィルム用、赤外線用、航空写真用などのものをいいます。カラーフィルムは、映画用フィルム、ロールフィルム（レンズ付フィルムを含む）などのものをいいます。
- (3) レンズ付フィルムに装填されるロールフィルムは、写真フィルムの消費欄にm<sup>2</sup>単位で計上してください。
- (4) 写真フィルムの販売金額には、現像費は含めません。

### 4. 生 産 能 力 欄

#### 発酵エチルアルコール

- (1) 対 象 設 備  
蒸煮機、発酵槽、蒸留機の設備の生産能力によります。  
ただし、付属装置が特にあい路となっている場合には、それを考慮します。  
なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象に含めません。
- (2) 操業時間及び日数  
1日の操業時間は24時間とします。年間操業日数は、
  - ・「毎年必ず定期修理を行う設備」については365日から定期修理にかかる日数を差し引いたものを年間操業日数とします（ここでいう「定期修理」とは、法令上定められた定期検査を指す。以下同じ。）。
  - ・「2年又は数年に1回、定期修理を行う設備」は年間操業日数を365日とし、定期修理にかかる期間については考慮しません。
- (3) 技 術 条 件  
各設備（年代差を含む。）における標準的な技術条件を前提とし、原料の前処理法の進歩、製造工程上の技術的な改良及び設備の部分的改良などにより、生産能力に変化があった場合は、生産能力を改定してください。
- (4) 製 品 の 品 質  
無水アルコールを製造している場合は、無水アルコールの標準日産量を決定し、これを95%容量に換算して、日産能力を算定します。

(5) 労働条件

労働力は、各設備に応じた標準的な人員及び質を前提とします。

(6) 原材料及び燃料

当該品目としての平均的な品質の原材料及び燃料を前提とし、量的な制約は考慮しません。  
なお、当該品目としての平均的な品質を前提とすることが困難な場合は、各事業所において使用される平均的な品質を前提として差し支えありません。

(7) 算式

月間生産能力＝実日産能力×年間操業日数×1/12

(8) その他

酒類原料アルコールを併産している場合は、それぞれの製品の前年の生産数量の割合で操業日数を算定し、日産能力に乗じた年間能力の1/12とします。

### ホルマリン

(1) 対象設備

気化器、反応器、吸収塔、精製装置の生産能力によります。  
ただし、付属装置が特にあい路となっている場合には、それを考慮します。  
なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象に含めません。

(2) 操業時間及び日数

発酵エチルアルコールと同様です。

(3) 技術条件

発酵エチルアルコールと同様です。

(4) 労働条件

発酵エチルアルコールと同様です。

(5) 原材料及び燃料

発酵エチルアルコールと同様です。

(6) 算式

発酵エチルアルコールと同様です。

### フタル酸系可塑剤

(1) 対象品目の範囲

DBP、DOPなどフタル酸系可塑剤を統合して生産能力を算定します。

(2) 対象設備

反応器、中和槽、蒸留装置の生産能力によります。  
ただし、付属装置が特にあい路となっている場合には、それを考慮します。  
なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象に含めません。

(3) 操業時間及び日数

発酵エチルアルコールと同様です。

- (4) 技 術 条 件  
発酵エチルアルコールと同様です。
- (5) 労 働 条 件  
発酵エチルアルコールと同様です。
- (6) 原材料及び燃料  
発酵エチルアルコールと同様です。
- (7) 算 式  
発酵エチルアルコールと同様です。

# 石油化学製品月報（6100）

## 1. 製 品 欄

石油化学製品月報の品目欄に記入する品目名、単位及び番号は下表によってください。

調 査 品 目					単位	番号	生産能力(H)の 報告対象	調 査 品 目					単位	番号	生産能力(H)の 報告対象
プラスチック	ポリエチレン	低 密 度 の も の (密度0.94未満のもの)			t	0101	○	その他の石油化学製品	エ チ レ ン			t	0134	○	
		高 密 度 の も の (密度0.94以上のもの)			t	0102	○		酸 化 エ チ レ ン			t	0135	○	
		エチレン・酢酸 ビニルコポリマー			t	0103	○		エチレングリコール			t	0136	○	
	ポリスチレン	成形材料（GP・HI）			t	0104	○		エチレングリコールエーテル			t	0138	×	
		発泡用（FS）			t	0105	○		アセトアルデヒド			t	0140	×	
		AS樹脂・ABS樹脂			t	0106	○		エチルアルコール			kl	0144	×	
	ポリプロピレン				t	0108	○		二塩化エチレン			t	0146	○	
	石油樹脂				t	0110	×		プロピレン			t	0147	—	
	合成ゴム (合成ラテックスを含む)	スチレン ブタジエン ラバー (SBR)	クラム（油入りを除く）			t	0112		○	酸化プロピレン			t	0148	○
			クラム（油入り）			t	0113		○	ポリプロピレングリコール			t	0150	○
ラテックス			t	0114	○	エピクロルヒドリン			t	0151	×				
アクリロニトリルブタジエンラバー(NBR)				t	0115	○	イソプロピルアルコール			t	0153	×			
ポリクロロブレン				t	0116	○	合 成 ア セ ト ン			t	0154	○			
ポリブタジエン				t	0117	○	メチルイソブチルケトン			t	0155	×			
エチレンプロピレンラバー				t	0118	○	アクリロニトリル			t	0156	○			
その他の合成ゴム				t	0119	○	アクリル酸エステル			t	0157	○			
環式中間物	スチレンモノマー				t	0120	○	合成オクタノール			t	0158	×		
	フェノール				t	0121	○	合 成 ブ タ ノ ール			t	0159	○		
	ビスフェノールA				t	0124	○	メチルエチルケトン			t	0162	○		
	無水フタル酸				t	0125	×	ブタン・ブチレン			t	0163	—		
	テレフタル酸（高純度のもの）				t	0126	○	ブタジエン			t	0164	○		
芳香族製品	純ベンゼン（非石油系を含む）				t	0128	○	分 解 ガ ソ リ ン			t	0166	—		
	純トルエン（非石油系を含む）				t	0129	○								
	キシレン（非石油系を含む）				t	0130	○								
	オルソキシレン				t	0131	×								
	パラキシレン				t	0132	○								

注1) 品目番号0107、0109、0111、0122、0123、0127、0133、0137、0139、0141、0142、0143、0145、0149、0152、0160、0161、0165 は欠番。

注2) エチルアルコールの単位にご注意ください。製品欄、生産能力欄とも単位はklで記入してください。

注3) 生産能力（アイテム記号H）の報告は「生産能力（H）の報告対象」欄に○が付いている品目のみ記入してください。

なお、「—」が記載されている品目は従来より生産能力の報告の対象外になっている品目です。

- (1) 品目欄には、調査品目（前ページ掲載）を生産している工場の受払いについて、品目別に品名と単位と番号（0101、0102、……… 0166）を記入してください。  
なお、**調査品目の生産を行っていない場合は、品目欄の受払いを記入する必要はありません。**委託生産（加工を含む。）の場合は、その生産は受託側の生産に計上します。
- (2) エチレン・酢酸ビニルコポリマー（EVA）とは、酢酸ビニル含有量5%以上のものをいい、重袋用は含めません。
- (3) エチレンプロピレンラバーとは、エチレンプロピレンポリメチレン（EPM）と、エチレンプロピレンジエンポリメチレン（EPDM）をいいます。
- (4) フェノールとは、JIS K 2437-94の規格に規定するものをいいます（合成によるもののほか、分留によるものも含めます。）。
- (5) テレフタル酸は高純度のものをいい、粗製のものは含めません。
- (6) 純ベンゼン、純トルエンとは各種原料から得られる留分を分離、精製して得られるものであって、JIS K 2435-92の規格に規定するものをいいます。
- (7) キシレンとは、各種原料から得られる留分を分離、精製して得られる3つのキシレン異性体とエチルベンゼンの混合物であり、その成分比は問いません。
- (8) エチレングリコール、プロピレングリコールには、ジ、トリを含めます。
- (9) エチレングリコールエーテルとは、エチレングリコールエチルエーテル（セロソルブ）、エチレングリコールジエチルエーテル（ジエチルセロソルブ）、エチレングリコールブチルエーテル（ブチルセロソルブ）、エチレングリコールメチルエーテル（メチルセロソルブ）及びその他のエチレングリコールエーテルなどのことをいいます。
- (10) エチルアルコールは、アルコール分95%換算値で記入してください。  
なお、エチルアルコールの販売金額には、アルコール事業法に基づく特定エチルアルコールに係る税相当額を販売価格に含めて報告してください。
- (11) プロピレンとは、この調査ではナフサ分解によるもののほか、流動接触分解（FCC）を経てプロピレン回収装置によるものも含めます。
- (12) アクリル酸エステルとは、モノマーをいい、ポリマーは含めません。
- (13) 合成オクタノールとは、ノルマルオクタノール、イソオクタノール及び2-エチルヘキサノールなどのことをいいます。
- (14) 分解ガソリンとは、この調査では、エチレン製造用ナフサを分解する際に生産されるものをいいます。
- (15) エチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン、分解ガソリンの「消費」及び「出荷」については、化学工業製品の原料以外（例えば、燃料用など）に消費又は出荷したものも含めます。
- (16) 指定された品目については、あなたの工場内で全量消費する場合でも、その「生産」及び「消費」を記入してください。
- (17) ある製品の製造工程中に「指定された品目」の過程をとるときは、その品目について「生産」及び「消費」欄にその計算値を記入してください。
- (18) エチレン、プロピレン、ブタン・ブチレン、ブタジエン、分解ガソリンの販売金額は、記入する必要はありません。

#### 4. 生産能力欄

##### (1) 対象品目の範囲

製品欄（15ページに掲げた調査品目表）に記載された品目のうち、「生産能力（H）の報告対象」欄に○が付いている品目のみ記入してください。なお、「－」が記載されている品目（プロピレン、ブタン・ブチレン、分解ガソリン）は従来から生産能力の報告の対象外になっている品目です。

##### (2) 対象設備

次ページの「品目別設備範囲一覧表」に掲載されている品目については、表中の設備の範囲としますが、付属装置が特にあい路となっている場合には、それを考慮します。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象に含めません。

##### (3) 操業時間及び日数

1日の操業時間は24時間とします。年間操業日数は、

- ・「毎年必ず定期修理を行う設備」については365日から定期修理にかかる日数を差し引いたものを年間操業日数とします（ここでいう「定期修理」とは、法令上定められた定期検査を指す。以下同じ。）。
- ・「2年又は数年に1回、定期修理を行う設備」は年間操業日数を365日とし、定期修理にかかる期間については考慮しません。

##### (4) 技術条件

各設備（年代差を含む。）における標準的な技術条件を前提とし、原料の前処理法の進歩、製造工程上の技術的な改良及び設備の部分的改良などにより、生産能力に変化があった場合は、生産能力を改定してください。

##### (5) 製品の品質

日本工業規格のあるものはこれによります。また、グレードによって大きく生産能力に変動をきたすものについては、前年度の生産実績に基づき、グレード別平均生産構成を想定したものによります。また、合成ゴムについては、ラテックスは固形分換算とします。

##### (6) 労働条件

労働力は、各設備に応じた標準的な人員及び質を前提とします。

##### (7) 原材料の品質

芳香族の生産能力算定に当たっては、リホーメート又は分解ガソリンを原料として使用することによって生産能力に影響をもたらすので、その場合は、主として使用する原材料の品質を基準にします。

##### (8) 算式

月間生産能力＝実日産能力×年間操業日数×1/12

品目別設備範囲一覧表

品 目		設 備 の 範 囲
エ チ レ ン		ナフサ分解炉から精製工程までを対象とします。
ポリエチレン	低密度ポリエチレン (エチレン・酢酸ビニルコポリマーを含む)	重合設備から製粒設備までを対象とします。
	高密度ポリエチレン	
ポ リ プ ロ ピ レ ン		
ポ リ ス チ レ ン		重合装置に限定します。
合成ゴム	ク ラ ム	重合反応器を対象とします。
	ラ テ ッ ク ス	
ス チ レ ン モ ノ マ ー		反応塔から精製までを対象とします。
フ ェ ノ ー ル		反応塔から精製までを対象とします。
テ レ フ タ ル 酸		反応塔から精製、乾燥までを対象とします。
純 ベ ン ゼ ン		(1) 抽出設備から精製設備 (2) 脱アルキル反応設備 (精製設備) (3) 不均化反応設備 (精製設備) (4) キシレン分留設備
純 ト ル エ ン		
キ シ レ ン		
酸 化 エ チ レ ン		
エ チ レ ン グ リ コ ー ル		反応器、捕集部、精製部の一貫した製造設備をいい、充填、貯蔵設備は含みません。
ア ク リ ロ ニ ト リ ル		
二 塩 化 エ チ レ ン		直接塩素化及びオキシ塩素化の反応設備から精製設備までを対象とします。
ポ リ プ ロ ピ レ ン グ リ コ ー ル		反応釜から精製設備までを対象とします。
ブ タ ジ エ ン		抽出蒸留設備又は液々抽出設備を対象とします。

## 無機薬品・火薬類月報（6121）

### 1. 製 品 欄

#### 調 査 品 目

- (1) 酸化第二鉄（天然品を除く）には、ベンガラ、着色酸化鉄を含めて荷姿となったもの、また、顔料も荷姿で記入してください。
- (2) 活性炭でウェット（含水）と称するものは、含めないでください。
- (3) 硫酸（100%換算）は、製錬ガス硫酸、硫化鉍硫酸、硫黄硫酸、その他の硫酸の合計を記入してください。
- (4) 火薬及びその他の爆薬（武器用を除く）には、含水爆薬（水分5%以上を他の成分と容易に分離しない状態で含有しているもの）、武器用以外のダイナマイト、硝安爆薬、全ての無煙火薬及び黒色火薬、カーリット、トリニトロトルエンを記入してください。

#### 調 査 項 目

硫酸の在庫はタンクの貯蔵及び鉛室中の残留硫酸の合計をもって在庫とします。

### 4. 生 産 能 力 欄

#### ふっ化水素酸（50%換算値）

##### (1) 対 象 設 備

ロータリーキルンの能力によります。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象範囲に含めません。

##### (2) 操 業 時 間 及 び 日 数

1日の操業時間は24時間とし、年間操業日数は365日から、定期修理、故障などによって年間に休止が予想される日数及び休日を差し引いた日数とし、各事業所において定めます。休止日数には天災などによる事故、原料の不足、需要低下などに原因するものは含めません。

なお、一時的な需給関係による操業時間又は操業日数の変動、行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変動とみなし、生産能力算定の際に考慮しません。

##### (3) 技 術 条 件

各設備（年代差を含む。）における標準的な技術条件を前提とし、原料の前処理法の進歩、製造工程上の技術的な改良及び設備の部分的改良などにより、生産能力に変化があった場合は、生産能力を改定してください。

##### (4) 労 働 条 件

労働力は、各設備に応じた標準的な人員及び質を前提とします。

##### (5) 原 材 料 及 び 燃 料

当該品目としての平均的な品質の原材料及び燃料を前提とし、量的な制約は考慮しません。

なお、当該品目としての平均的な品質を前提とすることが困難な場合は、各事業所において使用される平均的な品質を前提として差し支えありません。

(6) 算 式

月間生産能力＝実日産能力×年間操業日数×1/12

## りん 酸

(1) 対 象 設 備

湿式法では精製設備、乾式法では燃焼塔又は中間品の処理装置のいずれか小さい方の能力によります。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象範囲に含めません。

(2) 操業時間及び日数

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

(3) 技 術 条 件

各設備（年代差を含む。）における標準的な技術条件を前提とし、原料の前処理法（乾式法においては中間品の処理方法など）の進歩、製造工程上の技術的な改良及び設備の部分的な改良などにより、生産能力に変化があった場合は、生産能力を改定してください。

(4) 労 働 条 件

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

(5) 原材料及び燃料

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

(6) 算 式

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

## 酸化チタン

(1) 対 象 設 備

溶焼炉（ロータリーキルン）又は公害防止設備のいずれか小さい方の能力によります。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象範囲に含めません。

(2) 操業時間及び日数

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

(3) 技 術 条 件

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

(4) 労 働 条 件

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

(5) 原材料及び燃料

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

(6) 算 式

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

## カーボンブラック

### (1) 対象設備

燃焼装置又は分解炉のいずれか小さい方の能力によります。

ただし、特別な理由で、他にネックとなるところがある場合は、そのネックポイントの能力。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象範囲に含めません。

### (2) 操業時間及び日数

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

### (3) 技術条件

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

### (4) 労働条件

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

### (5) 原材料及び燃料

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

### (6) 算式

月間生産能力＝実日産能力×年間操業日数×1/12

（ファーンネス法によるものは、H A F 又は F E F 製造換算）

## 硫酸

### (1) 対象設備

接触式による硫酸製造設備の能力によります。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象範囲に含めません。

### (2) 操業時間及び日数

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

### (3) 技術条件

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

### (4) 労働条件

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

### (5) 原材料及び燃料

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

### (6) 算式

月間生産能力＝実日産能力×年間操業日数×1/12

実日産能力＝公称日産能力×修正率×能力率

修正率 機械装置の計画的補修を完了した場合に発揮する瞬間能力の公称能力に対する比率であり、使用原材料の品位、機械装置の改造（公称能力として未訂正の場合）、機械装置の老朽、補機類の性能、温度、その他の操業条件などが含まれます。

能力率 一連続運転期間中（補修より次の補修までをいう。）に能力減退するものに関して、その減退状態を示すものであって、平均能力のその計画的補修直後に発揮

する能力に対する比率です。

#### 上記以外の品目

(1) 対象設備

原則としてあなたの工場の現有生産設備とします。

ただし、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象範囲に含めません。

(2) 操業時間及び日数

1日の操業時間は、あなたの工場の標準的なものとします。

年間操業日数は365日から、定期修理、故障などによって年間に休止が予想される日数及び休日を差し引いた日数とし、各事業所において定めます。休止日数には天災などによる事故、原料の不足、需要低下などに原因するものは含めません。

なお、一時的な需給関係による操業時間又は操業日数の変動、行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変動とみなし、生産能力算定の際に考慮しません。

(3) 技術条件

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

(4) 労働条件

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

(5) 原材料及び燃料

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

(6) 算式

ふっ化水素酸（50%換算値）と同様です。

# 触媒月報 (6122)

## 1. 製 品 欄

### 調 査 品 目

(1) 触媒とは、化学反応系にあつて平衡状態に影響を与えることなく、その化学反応に関与し、反応速度を変え、また、反応の種類を選択するなどの反応状態を規制する物質で、その目的のために製造されたものをいいます。

なお、活性炭、硫酸、りん酸、酵素、鉄粉、白金線、白金網など触媒以外の用途を主目的とし、製造された汎用品を除きます。

(2) 触媒は下表の区分別に記入してください。

区 分		触 媒 の 種 類 な ど
工 業 用	石油精製用 水素化処理触媒 (重油脱硫用を含む)	水素化分解触媒、直接脱硫触媒、間接脱硫触媒、脱硫触媒。
	石油精製用 その他の石油精製用	上記以外の石油精製用。 接触分解触媒、接触改質触媒、スイートニング触媒。
	石油化学品製造用	水添触媒、塩素化触媒、酸化触媒、脱水素触媒、異性化触媒、アルキル化触媒、選択水添触媒、アクリロニトリル合成触媒、メタノール合成触媒、ホルマリン合成触媒、脱水触媒、重合触媒。
	高分子重合用	ラジカル重合触媒、カチオン重合触媒、アニオン重合触媒、配位アニオン重合触媒。
	油脂加工・医薬・食品 製 造 用	硬化油用水素化触媒、高級アルコール用水素化触媒。 医薬・農薬・香料などのファインケミカル製造用触媒。 食品及び食品添加物製造用触媒。
	その他の工業用 (無機・雰囲気ガス等)	ガス製造用触媒(都市ガス製造用分解触媒、炭化水素水蒸気改質触媒、一酸化炭素転化触媒、メタネーション触媒、脱硫触媒、脱酸素触媒)、アンモニア合成触媒、硫黄製造用触媒、硝酸製造用触媒、雰囲気ガス製造用触媒、燃料電池用触媒。
環 境 保 全 用	自動車排気ガス浄化用	ガソリン・ディーゼルエンジン用、二輪車用触媒。
	その他の環境保全用	光触媒用途の酸化チタンなど。有機化合物除去用触媒、一酸化炭素酸化触媒、窒素酸化物除去用触媒、脱臭用触媒、硫黄回収触媒。 家庭用機器・事務用機器などに使用される触媒。

## 2. 原 材 料 欄

### 消 費

調査期間中にあなたの工場で、調査品目の製品を生産するため、実際に消費した原材料の数量を次によって記入します。

なお、調査品目が品目群をほぼ代表し得る場合は、その品目群に属している調査品目以外の品目のための消費を含むことはやむを得ません。

ここでいう品目群とは、調査品目の如何を問わず、調査票の票頭に掲げた調査票名の範囲に属するとみられる製品の集団をいいます。

- (1) 消費量の記入が難しい場合は、製造工程へ投入するために、倉庫から工場へ蔵出した数量を記入しても差し支えありません。
- (2) 一貫工場又は兼営工場で2つ以上の品目群の製品を生産する場合は、それぞれの品目群に消費量を分割しますが、分割が困難な場合は、生産割合（数量又は金額）、設備の割合又は原価計算を行う際の配賦割合などで配分しても差し支えありません。
- (3) (1)、(2)による場合は、備考欄にその旨を必ず注記してください。

## 高圧ガスマ月報（6140）

### 1. 製 品 欄

#### 調 査 品 目

- (1) 空気分留法により生産される酸素は、酸素ガス、液化酸素に区分して記入してください。酸素ガスには、パイプ輸送又は高圧容器詰で出荷されるものなど全て含みます。液化酸素には、タンクローリー、可搬式低温液化ガス容器など液体状で出荷されるもののほか、高圧容器に気化充填して出荷されるものも含みます。ただし、空気分留法による酸素の生産を行わず、高圧ガス容器詰を専業としている工場については、この調査から除きます。
- (2) 窒素は、窒素ガス、液化窒素に区分して記入してください。窒素ガスには、パイプ輸送又は高圧容器詰で出荷されるものなど全て含みます。液化窒素には、タンクローリー、可搬式低温液化ガス容器など液体状で出荷されるもののほか、高圧容器に気化充填して出荷されるものも含みます。ただし、窒素の生産を行わず、高圧ガス容器詰を専業としている工場については、この調査から除きます。

また、アンモニア、石灰窒素などの合成原料に使用（自家消費を含む。）されるために生産される窒素については、この調査から除きます。
- (3) アルゴンは、アルゴンガス、液化アルゴンの両方について記入してください。
- (4) 水素は、水素ガス、液化水素の両方について記入してください。
- (5) 溶解アセチレンは、高圧ガス容器詰としたもののみについて記入してください。
- (6) 炭酸ガスは、液化炭酸ガス、固体炭酸ガスについて記入してください。液化炭酸ガスは、高圧ガス容器詰又は低温液化炭酸ガス（タンクローリー、可搬式低温液化ガス容器）で直接又は販売業者を通じて最終需要者に出荷されるものについて記入してください。

固体炭酸ガスは成型されたものについて記入してください。
- (7) 酸素、窒素、水素及びアルゴンの数値は、標準状態（0℃、1 atm）に換算した容積で表します。
- (8) 生産欄の記入については、高圧ガス容器に充填されるか、輸送車又は可搬式低温液化ガス容器で出荷される時の数量をもって生産量とします。パイプ輸送によって販売又は消費されるガスについては、販売又は消費量をもって生産とします。

### 4. 生 産 能 力 欄

#### 酸 素 ガ ス

##### (1) 対 象 設 備

空気分離装置の能力によります。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象に含めません。

##### (2) 操業時間及び日数

1日の操業時間は24時間とし、年間操業日数は365日から、定期修理、故障などによって年間に休止が予想される日数及び休日を差し引いた日数とし、各事業所において定めます。休

止日数には天災などによる事故、原料の不足、需要低下などに原因するものは含めません。

なお、一時的な需給関係による操業時間又は操業日数の変動、行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変動とみなし、生産能力算定の際に考慮しません。

(3) 技 術 条 件

各設備（年代差を含む。）における標準的な技術条件を前提とし、原料の前処理法の進歩、製造工程上の技術的な改良及び設備の部分的改良などにより、生産能力に変化があった場合は、生産能力を改定してください。

(4) 労 働 条 件

労働力は、各設備に応じた標準的な人員及び質を前提とします。

(5) 原材料及び燃料

当該品目としての平均的な品質の原材料及び燃料を前提とし、量的な制約は考慮しません。

なお、当該品目としての平均的な品質を前提とすることが困難な場合は、各事業所において使用される平均的な品質を前提として差し支えありません。

(6) 算 式

月間生産能力＝実日産能力×年間操業日数×1/12

なお、生産能力の数値は、標準状態（0℃、1 atm）の換算で表します。

# プラスチック月報 (6160)

## 1. 製 品 欄

### 調 査 品 目

#### (1) フェノール樹脂

##### ① 成 形 材 料

成形品を作る材料で、粉末状のものをいいます。ただし、布又は板などのチップ基材の含まれたものはこの範囲に入りますが、これらの加工品は含めません。

##### ② 積 層 品

電気、機械、一般用の板、棒、管及び化粧板用の基板などを含めます。

##### ③ 木材加工接着剤用

合板用及び繊維板用などの木材の接着に使用する接着剤をいいます。樹脂濃度に関係なく有姿量で記入します。

##### ④ その他のフェノール樹脂

シェルモールド用（鋳型用の樹脂）、塗料用、砥石用、注型品用樹脂と接着剤（電球接着剤などで、木材加工用接着剤は含めない。）、無機繊維用などを記入しますが、塗料用樹脂は樹脂分（100%）換算値で記入してください。

#### (2) ユリア樹脂

ユリア樹脂は、接着剤用、成形材料、塗料用樹脂、発泡ユリア樹脂などをいいます。

接着剤用は、樹脂濃度に関係なく有姿量で記入してください。

成形材料は、成形品を作る材料で、粉末状及びフレーク状のものをいいます。また、ユリアとメラミンを使用した成形材料は、ユリアの使用量がメラミンの使用量より多い場合のみこの欄に記入し、その他の場合は「その他のメラミン樹脂」の欄に記入してください。

発泡ユリア樹脂は、樹脂分（100%換算値）で記入してください。

#### (3) メラミン樹脂

##### ① 化 粧 板 用

ア. メラミン化粧板とは、熱硬化性樹脂を紙又はこれに類する繊維質基剤に含浸したものを基板とし、その表面層にメラミン樹脂を用いた色模様などの化粧層を持つ積層板をいいます。上記定義に基づき、メラミン樹脂層（模様紙の重量も含む。）の部分の重量を記入してください。

イ. 金属を基板としたメラミン樹脂金属化粧板の場合は、表面層のメラミン樹脂化粧層の部分の重量を記入してください。合板を基板としたオーバーレイ合板（合成樹脂化粧合板）や繊維板を基板としたものは含めません。

ウ. 販売金額には、メラミン樹脂含浸のシートのみでなく、基板を含めた金額で記入してください。

- ② 塗 料 用  
樹脂分（100％）換算値で記入してください。
- ③ 接 着 剤 用  
樹脂濃度に関係なく有姿量で記入します。
- ④ その他のメラミン樹脂  
上記以外の製品を記入してください。

**(4) 不飽和ポリエステル樹脂**

不飽和アルコールと飽和酸、又は飽和アルコールと不飽和酸との縮合樹脂に重合性のある単量体（例えば、スチレンモノマー、メタクリルモノマー、酢酸ビニルモノマー、ジアクリルフタレートモノマーなど）を付加したものをいいます。成形品は含めません。

**(5) アルキド樹脂**

フタル酸系及びマレイン酸系アルキド樹脂をいいますが、樹脂分（100％）換算値で記入してください。

**(6) エポキシ樹脂**

- ① 主にエピクロロヒドリンとビスフェノールAとアルカリ触媒の存在下に反応させる重合体をいい、更に硬化剤と反応したものもいいますが、脂環式、脂肪族、多官能性エポキシ樹脂なども記入してください。
- ② 自企業の他事業所若しくは他の企業よりエポキシ樹脂を受入れ、又は購入して変性品を製造している事業所は含まれません。

**(7) ウレタンフォーム**

他種材料と一体発泡したものは、ウレタンフォームの部分のみの重量及び販売金額を記載します。

① 軟 質

ア．半硬質フォームは軟質に含めます。

イ．生産量は発泡時の重量とします。すなわち、成形加工されたものの加工数量ではありません。

したがって、カットロスなど断材となる部分も含めます。

ウ．出荷、在庫数量には断材なども含めます。

ただし、断材、不良品などを廃棄した場合は除いてください。

② 硬 質

あなたの工場で生産された硬質製品について記入してください。また、発泡原液（プレポリマー）を現場発泡用として出荷する分については、その出荷数量と同数を、前記製品の生産、出荷に含めて報告してください。発泡原液の在庫について記入する必要はありません。

(8) **メタクリル酸エステル（モノマー）**

アクリル酸エステルは含めません。

モノマーで出荷する場合と、自家消費としてポリマーにする場合がありますが、ここには両者を含めて記入してください。

(9) **メタクリル樹脂**

① 成形材料

成形品を作る材料で粉末状又はペレット状のものをいいます。

② その他のメタクリル樹脂

板状又は棒、管状の直接重合させた樹脂及び塗料用樹脂（樹脂分 100%換算値）をいいます。

なお、成形材料により押出し成形して板などを作った場合は含めません。

(10) **酢酸ビニル（モノマー）**

自家消費されるもの及び出荷されるものも含めて記入してください。

(11) **ポリビニルアルコール**

繊維用と、繊維用以外の合計値を記入してください。

(12) **塩化ビニル（モノマー）**

自家消費されるもの及び出荷されるものも含めて記入してください。

(13) **塩化ビニル樹脂**

① ポリマー

塩ビ単量体だけを重合して得られる単重合体で可塑材、安定剤を混合したコンパウンドは含めません。

② コポリマー

ア. 他の単量体を共重合させた共重合体で二成分系の場合は、塩化ビニル使用量が 50%以上のもの、三成分系以上の場合は、塩化ビニル使用量が主たる成分であるものをいいます。

イ. 塩素化塩化ビニル樹脂、塩化ビニル-酢酸ビニル共重合樹脂、塩化ビニル-エチレン・酢酸ビニル共重合樹脂などを記入してください。

ウ. 液状のものについては樹脂分（100%）換算値で記入してください。

エ. 塩化ビニルと塩化ビニリデンのコポリマーは塩化ビニル使用量が塩化ビニリデン使用量より多い場合のみこの欄に記入してください（塩化ビニリデン使用量が塩化ビニル使用量より多い場合は「その他の樹脂」の欄に記入してください。）。

(14) **カプロラクタム**

ナイロン原料のイブシロンカプロラクタムをいいます。

(15) **ポリアミド系樹脂成形材料**

成形品を作る材料で、液状又は粉末状、ペレット状のものをいいます。

(16) **ふっ素樹脂**

四ふっ化エチレン樹脂 (PTFE)

四ふっ化エチレン・パーフルオロアルコキシエチレン共重合樹脂 (PFA)

四ふっ化エチレン・六ふっ化プロピレン共重合樹脂 (FEP)

四ふっ化エチレン・エチレン共重合樹脂 (ETFE)

三ふっ化塩化エチレン樹脂 (PCTFE)

三ふっ化塩化エチレン・エチレン共重合樹脂 (ECTFE)

ふっ化ビニリデン樹脂 (PVDF)

ふっ化ビニル樹脂 (PVF) などについて記入してください。

(17) **ポリカーボネート**

成形品を作る材料で粉末状又は粒状のものをいいます。

(18) **ポリアセタール**

成形品を作る材料で粉末状又は粒状のものをいいます。

(19) **ポリエチレンテレフタレート**

① 繊維用

繊維用のものをいいます。

② 容器用

ボトル用のものをいいます。

③ その他のポリエチレンテレフタレート

容器用以外の成形品を作る材料で粉末状又は粒状のものをいいます。

(20) **ポリブチレンテレフタレート**

成形品を作る材料で粉末状又は粒状のものをいいます。

(21) **ポリフェニレンサルファイド**

機械的強度、耐薬品性、難燃性などに優れ、主に電子部品や自動車部品用などの成形品を作る材料で、粉末状又は粒状のものをいいます。

(22) **その他の樹脂**

塩化ビニリデン樹脂、ポリビニルホルマール、ポリビニルブチラール、フラン樹脂、アセチルセルロース、アセチルセルロースプラスチック、ニトロセルロース、セルロイド生地、たん白を含む接着剤、変性ポリフェニレンエーテルをいいます。

## 4. 生産能力欄

### A. 熱硬化性樹脂

#### フェノール樹脂、エポキシ樹脂

##### (1) 対象設備

フェノール樹脂、エポキシ樹脂は縮合装置によります。

ただし、付属設備が特に生産能力算定に必要であれば、それを考慮します。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象に含めません。

##### (2) 操業時間及び日数

1日の操業時間は24時間とします。年間操業日数は、フェノール樹脂は264日（月間22日）とし、エポキシ樹脂については、365日から、定期修理、点検などによって年間に休止が予想される日数及び休日を差し引いた日数とし、各事業所において定めます。休止日数には天災などによる事故、原料の不足、需要低下などに要因するものは含めません。

なお、一時的な需給関係による操業時間又は操業日数の変動、行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変動とみなし、生産能力算定の際に考慮しません。

##### (3) 技術条件

各設備（年代差を含む。）における標準的な技術条件を前提とし、原料の前処理法の進歩、製造工程上の技術的な改良及び設備の部分的改良などにより、生産能力に変化があった場合は、生産能力を改定してください。

##### (4) 品種構成

各品目とも各社の実状（実績、計画など）によって生産品種の構成を想定したものとします。

##### (5) 労働条件

労働力は、各設備に応じた標準的な人員及び質を前提とします。

##### (6) 原材料及び燃料

当該品目としての平均的な品質の原材料及び燃料を前提とし、量的な制約は考慮しません。

なお、当該品目としての平均的な品質を前提とすることが困難な場合は、各事業所において使用される平均的な品質を前提として差し支えありません。

##### (7) 算式

月間生産能力＝実日産能力×年間操業日数×1/12

## B. 熱可塑性樹脂

### メタクリル酸エステル（モノマー）、メタクリル樹脂

#### (1) 対象設備

メタクリル酸エステル（モノマー）は反応装置、精製装置によります。

メタクリル樹脂は重合装置、乾燥機によります。

ただし、付属設備が特に生産能力算定に必要であれば、それを考慮します。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象に含めません。

#### (2) 操業時間及び日数

1日の操業時間は24時間とします。年間操業日数は、365日から、定期修理、故障などによって年間に休止が予想される日数及び休日を差し引いた日数とし、各事業所において定めます。休止日数には天災などによる事故、原料の不足、需要低下などに要因するものは含めません。

なお、一時的な需給関係による操業時間又は操業日数の変動、行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変動とみなし、生産能力算定の際に考慮しません。

#### (3) 技術条件

熱硬化性樹脂と同様です。

#### (4) 品種構成

各社の実状（実績、計画など）によって平均的なモデルの構成を想定したものとします。

#### (5) 労働条件

熱硬化性樹脂と同様です。

#### (6) 原材料及び燃料

熱硬化性樹脂と同様です。

#### (7) 算式

熱硬化性樹脂と同様です。

### 塩化ビニル（モノマー）、塩化ビニル樹脂

#### (1) 対象設備

塩化ビニル（モノマー）は反応装置、精製装置によります。

塩化ビニル樹脂は重合装置、乾燥機によります。

ただし、付属設備が特に生産能力算定に必要であれば、それを考慮します。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象に含めません。

#### (2) 操業時間及び日数

メタクリル酸エステル（モノマー）、メタクリル樹脂と同様です。

#### (3) 技術条件

熱硬化性樹脂と同様です。

- (4) 品 種 構 成  
メタクリル酸エステル（モノマー）、メタクリル樹脂と同様です。
- (5) 労 働 条 件  
熱硬化性樹脂と同様です。
- (6) 原材料及び燃料  
熱硬化性樹脂と同様です。
- (7) 算 式  
熱硬化性樹脂と同様です。

**酢酸ビニル（モノマー）、ポリビニルアルコール、カプロラクタム、ポリカーボネート、  
ポリアセタール**

- (1) 対象設備  
酢酸ビニル（モノマー）は反応装置、精留装置によります。  
ポリビニルアルコールは鹼化装置、乾燥機によります。  
ポリアセタールは重合装置、乾燥機によります。  
カプロラクタムは反応装置によります。  
ポリカーボネートは縮重合装置、反応装置によります。  
ただし、付属設備が特に生産能力算定に必要であれば、それを考慮します。  
なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象に含めません。
- (2) 操業時間及び日数  
メタクリル酸エステル（モノマー）、メタクリル樹脂と同様です。
- (3) 技 術 条 件  
熱硬化性樹脂と同様です。
- (4) 品 種 構 成  
ポリビニルアルコールの品種構成については、各社ごとに実状（実績、計画など）を勘案して想定します。
- (5) 労 働 条 件  
熱硬化性樹脂と同様です。
- (6) 原材料及び燃料  
熱硬化性樹脂と同様です。
- (7) 算 式  
熱硬化性樹脂と同様です。

# 油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報（6171）

この月報の調査の対象は事業所全体の従事者 10 名以上の事業所をいいます。

## 1. 製 品 欄

### 調 査 品 目

次の調査品目分類表に従って、記入してください。

品 目		分 類 内 容		
脂 肪 酸	直 分 脂 肪 酸	動植物油脂を直接分解した脂肪酸及び動植物油脂に水素添加した硬化油を分解した脂肪酸。		
	硬 化 脂 肪 酸	「直分脂肪酸」のうち油脂を硬化分解した脂肪酸、また、未硬化の「直分脂肪酸」に水素添加したもの。		
	分 別 ・ 分 留 脂 肪 酸	脂肪酸のアルキル基組成を分別、分留などにより意図的に変えたもの。例えば、オレイン酸、ステアリン酸、ラウリン酸、カプリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸、ベヘン酸などが主成分となるように調整した脂肪酸。		
精 製 グ リ セ リ ン (98.5%換算)		粗製グリセリンを蒸留（精製）したもの。純グリセリン分98.5%換算値で記入してください。製法（ベックマン、ルインベーク、イオン交換樹脂精製）は問いません。なお、合成グリセリンの受払いも記入してください。		
石 け ん	浴 用 ・ 固 形	固形の浴用石けん・化粧石けんで、薬用、透明、浮石けんなどを含まます。		
	手 洗 用 ・ 液 体	手洗用のカリ石けんなど（ペースト状その他を含む）。		
	そ の 他 の 石 け ん	上記以外の石けん。洗濯用、工業用（固形、液状を問わず、ゴム、合成樹脂、金属仕上げ（伸線用）、潤滑油、沈澱防止などの工業用及び絹の精練、原毛洗浄など繊維工業で用いられる石けん。農薬展着剤用など。）、台所用、特殊用途用（研磨剤入り石けん）など。		
洗 顔 ・ ボ デ ィ 用 身 体 洗 浄 剤		上記の石けんに分類されない身体洗浄剤（「化粧品月報」の洗顔クリーム・フォームに記入される製品は除いてください）。		
家庭用品品質表示法に従い品質表示された家庭用合成洗剤（洗濯用、台所用、住宅又は家具用）及び業務用合成洗剤をそれぞれの細分に従って記入してください。				
合 成 洗 剤	洗 濯 用	粉 末	洗濯に使用される粉末のもの。高密度品（コンパクトタイプ）を含む。	
		液 体	中 性	洗濯用に使用される液体（ペースト状その他を含む）のものうち中性のもの。
			中 性 以 外 の も の	洗濯用に使用される液体（ペースト状その他を含む）の上記以外のもの。
	台 所 用		食器、野菜、果実などに使用されるもの。高濃度品を含む。	
	住 宅 ・ 家 具 用		ガスレンジ、床、家具、ガラス、浴室、ハウロウ、プラスチック製品などに使用されるもの。	
柔 軟 仕 上 げ 剤		家庭用の繊維用柔軟仕上げ剤及び業務用の繊維用柔軟仕上げ剤。高濃度品を含む。		
漂 白 剤	酸 素 系	家庭用品品質表示法に従い品質表示された漂白剤（衣料用、台所用など）及び業務用漂白剤を酸素系、塩素系別に記入してください。		
	塩 素 系			
酸 ・ ア ル カ リ 洗 浄 剤		家庭用品品質表示法に従い品質表示された住宅用又は家具用の洗浄剤及び業務用の洗浄剤。		
ク レ ン ザ ー		家庭用品品質表示法に従い品質表示されたクレンザー及び業務用クレンザーを記入してください。		

品 目		分 類	内 容
陰イオン 活性剤	硫酸エステル型		油脂・脂肪酸・硫酸エステル、アルキルサルフェート、アルキルエーテルサルフェートを記入してください。 (注2)
	スルホン酸型	アルキル(アリル)スルホネート	アルキルスルホネート、 $\alpha$ -オレフィンスルホネート、アルキルベンゼンスルホネート
		その他のスルホン酸型	アルキルナフタリンスルホネート、ナフタリンスルホネートのホルマリン縮合物、N-アシルメチルタウリン、メラミンスルホネートのホルマリン縮合物、アルキルスルホコハク酸及びその塩、脂肪酸メチルエステルのスルホネート、その他のスルホン化された芳香族化合物及びその塩、スルホン化された石油製品及びその塩、ポリスチレンスルホネート、アルキルスルホアセテート、アルキル(アリル)エーテルスルホネート、その他のスルホネート
	その他の陰イオン活性剤		アルキルりん酸エステル及びその塩、ポリオキシエチレンアルキル(アリル)エーテルりん酸エステル及びその塩(ただし、トリエステルを除く)、N-アシルアミノ酸及びその塩、アルキルエーテルカルボン酸及びその塩、モノグリサルフェート、その他の陰イオン活性剤
陽イオン活性剤			脂肪族アミン塩、第4級アンモニウム塩、その他の陽イオン活性剤
非イオン 活性剤	エーテル型	POEアルキルエーテル	ポリオキシエチレンアルキルエーテル
		POEアルキルアリルエーテル	ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル、その他のポリオキシエチレンアルキルアリルエーテル
		その他のエーテル	ポリオキシエチレンポリオキシプロピレングリコールエーテル、ポリオキシエチレンポリオキシプロピレンアルキルエーテル、ポリオキシエチレンポリオキシプロピレンアルキルアリルエーテル、その他のポリアルキレングリコールエーテル
	エステル・エーテル型		ポリオキシエチレンソルビトール脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンヒマシ油及び硬化ヒマシ油、その他のポリオキシエチレン多価アルコール脂肪酸エステル、ポリエチレングリコール脂肪酸エステル、ポリアルキレングリコール脂肪酸エステル、その他のエステル・エーテル型
	多価アルコールエステル		ペンタエリスリトール脂肪酸エステル、しょ糖脂肪酸エステル、ソルビトール脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、グリセリン脂肪酸エステル、プロピレングリコール脂肪酸エステル、その他の多価アルコール脂肪酸エステル
その他の非イオン活性剤		ポリオキシエチレン脂肪酸アミド、ポリオキシエチレンアルキルアミン、アルキロールアミド、その他の非イオン活性剤	
両性イオン活性剤			カルボン酸型及びスルホン酸型両性イオン活性剤、アミノオキッド、その他の両性イオン活性剤
調合界面活性剤			界面活性剤を含む調合剤で染料固着剤、キャリアなど

油脂製品、石けん・合成洗剤等の調査品目に計上する生産の時点

- ① 脂 肪 酸……………分解が完了し、分解槽から取り出したとき
  - ② 精製グリセリン……………蒸留(精製)装置より取り出したときの98.5%換算値
  - ③ 石 け ん
  - ④ 身 体 洗 浄 剤
  - ⑤ 合 成 洗 剤
  - ⑥ 柔 軟 仕 上 げ 剤
  - ⑦ 漂 白 剤
  - ⑧ ク レ ン ザ ー
- } ……荷姿となったとき

注1：界面活性剤の配合品を生産している事業所は、原料として受入れた界面活性剤について、製品欄に、その受入量、消費量、在庫量を記入してください。また、界面活性剤の配合品については、①界面活性剤＋界面活性剤の場合、配合中の最大割合の活性剤、②界面活性剤＋その他の物質（中性油脂、鉱物油又はその加工品など）の場合、イオン性により記入してください。

注2：硫酸エステル型

油脂・脂肪酸・硫酸エステル＝硫酸化及びスルホン化動・植物油のアルカリ塩、その他の硫酸化及びスルホン化油脂・脂肪酸のアルカリ塩

アルキルサルフェート＝ラウリルサルフェート、セチルサルフェート、第2級アルコールのサルフェート、その他の硫酸化アルコールとその塩

アルキルエーテルサルフェート＝ポリオキシエチレンアルキルエーテルサルフェート、ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテルサルフェート、ポリオキシエチレン脂肪酸アミドのサルフェート、その他のポリオキシアルキレン化合物のサルフェート

#### 4. 生産能力欄

##### 石けん、合成洗剤

###### (1) 対象品目の範囲

①「石けん」……………浴用・固形、手洗用・液体、洗濯用（固形・粉末）、工業用、その他の石けんを対象として生産能力を算定します。

②「合成洗剤」……………粉末及び液体を対象として生産能力を算定します。

###### (2) 対象設備

石けんはけん化設備、冷却設備及び仕上げ設備によりますが、このうち、あい路となっている設備の能力とします。けん化設備は、けん化釜、連続けん化装置などを指し、冷却設備は固化枠、クーリングプレス、連続固化押出装置、クーリングロール、噴霧乾燥機、乾燥機などを指し、また、仕上げ設備は型打機、包装充填設備などを指します。

合成洗剤は硫酸化設備、中和設備、配合設備、乾燥設備及び仕上設備によりますが、このうち、あい路となっている設備の能力とします。

###### (3) 操業時間及び日数

###### ① 連続式

定期修理、スタートアップ、シャットダウン及び品種の切替えなどの休止時間を差し引いた年間操業時間の1/12を月間操業時間とします。

###### ② 非連続式

1日の操業時間は定例的な操業時間とします。月間操業日数は、週1回休日を原則とする事業所は25日、完全週休2日制の事業所は20日とし、それ以外の休日制の場合もこれに準じます。

なお、一時的な需給関係による操業時間又は操業日数の変動、行政的制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変動とみなし、生産能力算定の際に考慮しません。

(4) 技 術 条 件

各設備（年代差を含む。）における標準的な技術条件を前提とし、原料の前処理法の進歩、製造工程上の技術的な改良及び設備の部分的改良などにより、生産能力に変化があった場合は、生産能力を改定してください。

(5) 労 働 条 件

労働力は、各設備に応じた標準的な人員及び質を前提とします。

(6) 原材料及び燃料

当該品目の生産のために使用される平均的な品質の原材料及び燃料を前提とし、量的な制約は考慮しません。

なお、当該品目としての平均的な品質を前提とすることが困難な場合は、各事業所において使用される平均的な品質を前提として差し支えありません。

(7) 算 式

① 連 続 式

月間生産能力 =  $\Sigma$  各設備の 1 時間あたり標準生産能力  $\times$  月間操業時間

② 非 連 続 式

月間生産能力 =  $\Sigma$  各設備の 1 バッチあたり標準生産能力  $\times$  1 日の平均バッチ数  $\times$  月間操業日数

## 化粧品月報（6175）

この月報の調査の対象は、40ページに記載の「化粧品月報調査品目分類表」の品目を国内で生産（委託生産を含む。）する企業で、委託先企業を含む企業全体の従事者30名以上の企業（以下「企業」という。）をいいます。

注：輸入販売専門の企業は、この調査の対象となりません。

### 1. 製 品 欄

#### 調 査 品 目

40ページの「化粧品月報調査品目分類表」にしたがって、記入してください。

なお、数量は重量(kg)で記入してください。

#### (1) 生産（調査票のA欄）

調査期間中にあなたの企業（委託先企業を含む。）で、実際に生産（委託生産を含む。ただし海外工場分は除く。）した製品（調査票掲載品目）の数量を記入してください（仕掛中の半製品は除きます。）。

なお、生産に計上するのは容器づめの時点としてください。

#### (2) 受入（調査票のB欄）

調査期間中にあなたの企業（委託先企業を含む。）及びあなたの企業（委託先企業を含む。）が契約の主体となって借受けている国内の倉庫又は保管場所に、次の事由により受入れた数量を記入してください。

ア. 他企業から購入したもの（輸入を含む。）

イ. 海外の現地法人（自社工場分を含む。）から受入れたもの

ウ. 返品（戻入れ）されたもの（廃棄品は除く。）

#### (3) 出荷（調査票のC、D、E、F欄）

調査期間中にあなたの企業（委託先企業を含む。ただし海外工場分は除く。）及びあなたの企業（委託先企業を含む。）が契約の主体となって借受けている国内の倉庫又は保管場所から、調査品目である製品（受入分を含む。）を実際に出荷した数量及び金額を記入してください。なお、出荷を「販売」「その他」に区分し、自家使用については、「その他」に記入してください。

返品（戻入れ）されたものを、再び出荷した場合は、出荷の「その他」欄に記入してください。ただし、出荷の段階で、返品（戻入れ）されたものであることが区分できない場合は、出荷の「販売」欄で調整（当月の返品分を控除すること。）しても差し支えありません。この場合は、返品（戻入れ）されたものを「受入」欄に記入しないでください。

#### （販売）・・・（調査票のC、D、E欄）

販売業者又は消費者に直接販売したもの（輸出を含む。）。なお、販売業者又は消費者に直接販売した数量が把握できない場合は、販売することを目的として、営業所又は中継地など（これが契約の主体となって借受けている倉庫などを含む。）に出荷したもの（輸出を含む。）を販売としても差し支えありません。また、個数の記入の単位は10個です。

金額（調査票のE欄）は、生産者販売価格により評価してください。ここでいう生産者販売価格とは、企業の販売価格から、積み込み料、運賃、保険料、その他の諸掛かりを除き、消費税を含めたものです（いわゆる「蔵出し価格」に相当します。）。記入の単位は千円です。

(その他)・・・(調査票のF欄)

- ア. 同業他社へ販売したもの
- イ. 自家使用したもの(見本、贈答用、展示用、試験研究用など)
- ウ. 返品(戻入れ)されたものを再び出荷したもの

(4) 月末在庫(調査票のG欄)

調査期間の末日現在において、あなたの企業(委託先企業を含む。)で生産(委託生産を含む。)した調査品目の製品及び受入品で、あなたの企業(委託先企業を含む。ただし海外工場分は除く)及びあなたの企業(委託先企業を含む。)が契約の主体となって借受けている国内の倉庫又は保管場所に保管してある製品の数量を記入してください。

注：製品欄に記載する数量については、調査項目間に次のバランス関係が成立します。

$$(前月末在庫(前月G) + 生産(A) + 受入(B)) - (販売(D) + その他(F)) = 月末在庫(G)$$

廃棄、災害、棚卸などの事由により、このバランス関係が著しく崩れている場合は、備考欄にその事由を具体的に記入してください。その際、廃棄は製品欄に含めないでください。

5. 都道府県別生産内訳欄

- (1) あなたの企業(委託先企業を含む。)の、調査期間における生産金額(生産量×企業の販売単価の計)を都道府県別に区分して、記入してください。企業の販売単価は、生産者販売価格の単価としてください。なお、記入の単位は、「千円」です。また、1社1工場の場合も必ず記入してください。
- (2) 番号欄には、05の数字の次に、下記の「都道府県コード」表の都道府県コードを記入してください。例えば、東京都に工場がある場合は、番号は0513となり、大阪府に工場がある場合は0527となります。

【都道府県コード】

都道府県名	コード								
北海道	01	埼玉	11	岐阜	21	鳥取	31	佐賀	41
青森	02	千葉	12	静岡	22	島根	32	長崎	42
岩手	03	東京	13	愛知	23	岡山	33	熊本	43
宮城	04	神奈川	14	三重	24	広島	34	大分	44
秋田	05	新潟	15	滋賀	25	山口	35	宮崎	45
山形	06	富山	16	京都	26	徳島	36	鹿児島	46
福島	07	石川	17	大阪	27	香川	37	沖縄	47
茨城	08	福井	18	兵庫	28	愛媛	38		
栃木	09	山梨	19	奈良	29	高知	39		
群馬	10	長野	20	和歌山	30	福岡	40		

【化粧品月報調査品目分類表】

品 目	分 類 内 容	
香水・オーデコロン	液状・練状香水・オードパルファン、オードトワレ、オーデコロンなど	
頭 髪 用 化 粧 品	シ ャ ン プ ー	液状・練状・粉末シャンプー、リンスインシャンプーなど
	ヘ ア リ ン ス	液状・練状ヘアリンス、ヘアコンディショナーなど
	ヘ ア ト ニ ッ ク	ヘアトニック、養毛料、育毛料など
	ヘアトリートメント	ヘアトリートメント、スキャルプトリートメント、ヘアパックなど
	ポマード・チック・ヘア ク リ ー ム ・ 香 油	植物性・鉱物性ポマード、ヘアソリッド、チック、ヘアクリーム、ヘアワ ックス、香油など
	液 状 ・ 泡 状 整 髪 料	ヘアリキッド、ヘアムースなど
	セ ッ ト ロ ー シ ョ ン	セットローション（ジェル状も含む。）
	ヘ ア ス プ レ ー	ヘアスプレー
	染 毛 料	ヘアダイ、ヘアブリーチ、ヘアカラー、カラースプレー、白髪染めなどの 髪を染める目的の化粧品
	その他の頭髪用化粧品	上記以外の頭髪用化粧品…パーマ液、ヘアオイル、ヘアセット剤など
皮 膚 用 化 粧 品	洗顔クリーム・フォーム	洗顔クリーム・フォームなどの洗顔用化粧品
	クレンジングクリーム	クレンジングクリーム、クレンジングミルク、クレンジングローションなど
	マッサージ・コールドクリーム	マッサージクリーム、コールドクリームなど
	モイスチャークリー ム	モイスチャークリーム、エモリエントクリーム、保湿クリーム、アイクリームなど
	乳 液	乳液
	化 粧 水	酸性・アルカリ性・中性化粧水、拭き取り化粧水など
	美 容 液	化粧液・エッセンス・保湿液など
	パ ッ ク	練状パック、不織布に水分を含ませたパックなど
	男性皮膚用化粧品	皮膚用化粧品のうち男性用のもの…化粧水、乳液、アフターシェイビング ローションなど
	その他の皮膚用化粧品	上記以外の皮膚用化粧品…皮膚用オイル（オリーブオイル、アルガンオイル、スクワランオイル、ホホバオイル等）、ボディパウダー、ハンドク リーム、ベビーオイル・ローション、ボディローションなど
仕 上 用 化 粧 品	ファンデーション	ファンデーション、メイクアップベース、カラーコントロール下地など
	お し ろ い	粉状・固形おしろい、フェイスパウダーなど
	口 紅	スティック型の口紅、液状・練状の口紅など唇に色を乗せる化粧品
	リ ッ プ ク リ ー ム	リップクリーム、リップグロスなど唇の保湿・つや感を出す化粧品
	ほ ほ 紅	粉状・練状・液状のほほ紅（チーク）
	アイメイクアップ	アイシャドウ、アイライナー、アイメイクアップリムーバーなど
	まゆ墨・まつ毛化粧料	鉛筆型・粉状・液状のまゆ墨、マスカラなどのまゆ毛とまつげ用化粧品
	つ め 化 粧 料 （除光液を含む）	マニキュア、ネイルポリッシュ、ネイルクリーム、除光液、その他のつめ 用化粧品
	その他の仕上用化粧品	上記以外のシミ、クマ用コンシーラー、ハイライト、二重マブタ用アイ化 粧品などの仕上げに使用する化粧品
特 殊 用 途	日 や け 止 め 及 び 日 や け 用 化 粧 品	日やけ止めクリーム・スプレー、日やけ用クリーム・オイル・ローショ ン、その他の日やけ止め及び日やけ用化粧品
	ひげそり用・浴用化粧品	シェービングクリーム・フォーム、その他のひげそり用化粧品、バスソル ト・オイル・バブルバス、その他の浴用化粧品（薬用浴用剤を除く。）
	その他の特殊用途化粧品	上記以外の特殊用途化粧品…デオドラント用品、化粧紙、脱毛剤など

注①「油脂製品・石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報」に該当する製品は入れません。明確に分別して報告してください。

注②基本的に医薬部外品は化粧品に含みます。ただし、浴用化粧品のうち、薬用浴用剤は含めないでください。

## 塗料及び印刷インキ月報（6180）

この月報の調査の対象は事業所全体の従事者 10 名以上の事業所をいいます。

「印刷インキ用ワニス」については、あなたの工場で生産をせず、ただ原材料としてこれを受入れ、消費している場合に、もし「印刷インキ用ワニス」の販売（転売）があったとしても「印刷インキ用ワニス」の欄に記入する必要はありません。

### 1. 製 品 欄

#### 調 査 品 目

次の調査品目分類表に従って、記入してください。

品 目		分 類	内 容
ラ ッ カ ー			硝化綿を用いたクリアラッカー、ラッカーエナメル、皮革用ラッカー及びラッカー下地塗料をいいます（硝化綿／アクリル樹脂系ラッカーを含む。）。
電 気 絶 縁 塗 料			油性、酒精及び合成樹脂ワニスを用いた電気絶縁混合物をいいます。
合 成 樹 脂 塗 料	アルキド樹脂系塗料	ワニス・エナメル	中油性・短油性アルキド樹脂（オイルフリーアルキド樹脂を含む）を用いたワニス・エナメルをいいます（中塗・下塗を含む。）。アルキド樹脂以外のワニス・エナメルはそれぞれの樹脂系塗料に含めます。
		調 合 ペ イ ン ト	長油性アルキド樹脂を用いた調合ペイントをいいます。
		さ び 止 ペ イ ン ト	主にアルキド樹脂及び油変性樹脂を用いたさび止ペイントで、鉛丹、亜鉛化鉛、塩基性クロム酸鉛、シアナミド鉛、ジंकクロメート、鉛酸カルシウム、その他のさび止顔料を用いた塗料をいいます。
	アミノアルキド樹脂系塗料	アミノ樹脂とアルキド樹脂を主体とした焼付又は酸硬化型ワニス・エナメル、下地塗料をいいます。	
	アクリル樹脂系塗料	常 温 乾 燥 型	熱可塑性アクリル樹脂を用いた塗料をいいます（アクリルラッカー、アクリル・酢酸ビニル共重合樹脂塗料及び下塗を含み、エマルジョンペイント、水性樹脂系塗料は除く。）。
		焼 付 乾 燥 型	熱硬化性アクリル樹脂を用いた塗料をいいます（下塗を含み、水性樹脂系塗料は除く。）。
	エポキシ樹脂系塗料	エポキシ樹脂と瀝青質（タールなど）を用いた塗料及びエポキシ樹脂を用いた塗料をいい、上塗、下塗、エポキシ系ジックリッチペイントを含みます（エポキシ樹脂系エマルジョンペイント、水性樹脂系塗料は除く。）。	
	ウレタン樹脂系塗料	ウレタン樹脂を用いた塗料で、油変性型、湿気硬化及びブロック型などの一液型及びアクリル樹脂・ポリエステル樹脂などのポリオールとポリイソシアネートを組み合わせた多液型の塗料をいいます（下塗を含む。）。	
	不飽和ポリエステル樹脂系塗料	不飽和ポリエステル樹脂を用いた触媒硬化型のワニス、エナメル、パテなどをいいます。	
	船 底 塗 料	合成樹脂を用いた船底塗料（1号、2号、水線）をいいます。	
その他の溶剤系塗料	塩化ビニル樹脂、塩化ビニル・酢酸ビニルなどの共重合樹脂、ビニルブチラール樹脂、塩化ゴム系樹脂、塩素化ポリオレフィン系樹脂を用いた塗料、フェノール樹脂塗料、カシュー樹脂塗料、多彩模様塗料、ふっ素樹脂系塗料、シリコン樹脂系塗料など、その他上記の分類に含まれない溶剤系塗料をいいます。		

品 目			分 類	内 容
合 成 樹 脂 塗 料	水 系 塗 料	エマルジョン系塗料	エマルジョンペイント	エマルジョン重合で得られる酢酸ビニル系樹脂、スチレンブタジエン樹脂、アクリル系樹脂などのエマルジョンを用いた塗料をいいます（エマルジョンパテを含む。）。
		厚膜型エマルジョンペイント		エマルジョン重合で得られる酢酸ビニル系樹脂、アクリル系樹脂などのエマルジョンを用いた骨材を含むリシン（既調合、現場調合とも）、アクリル系樹脂などのエマルジョンを用いた厚塗模様塗料（水性又は溶剤系シーラ及び上塗はそれぞれの樹脂区分に含めます）をいいます。
		水性樹脂系塗料		アクリル樹脂、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、その他の水性樹脂を用いた塗料をいいます（全ての電着型塗料を含みます）。
	無溶剤系塗料	粉体塗料		エポキシ樹脂、アクリル樹脂、ポリエステル樹脂、その他の熱硬化性合成樹脂、塩化ビニル樹脂及びその他の熱可塑性合成樹脂を用いた粉体塗料をいいます。
		トラフィックペイント		溶融型トラフィックペイントをいいます（溶剤型トラフィックペイントは該当する合成樹脂塗料に含めます。）。
そ の 他 の 塗 料				上記の製品分類に属さない塗料をいいます（油性塗料、無機質塗料、酒精塗料、ステインを含む。）。
シ ン ナ ー				油性塗料用、ラッカー用、各種合成樹脂塗料などのシンナー、リターダー、ホスクリーナをいいます。
一 般 イ ン キ	平 版 イ ン キ			オフセット枚葉インキ、オフセット輪転インキ、ドライオフセットインキ、水無し平版用インキ、平版用オーバープリントワニスなどをいいます。
	樹 脂 凸 版 イ ン キ			製袋用インキ、段ボール用インキ、フレキソインキ、フレキソ用レジューサーをいいます（ゴム凸版インキを含む。）。
	金 属 印 刷 イ ン キ			ブリキ・スチール・アルミなどの金属板用インキ、コーティング、レジューサー、チューブ用インキ、外面塗装剤などをいいます（内面コーティングは除く。）。
	グ ラ ビ ア イ ン キ			出版用グラビアインキ、出版グラビア用レジューサー、包装紙用・紙器用インキ、ポリプロピレン用インキ、ビニル用インキ、ポリエチレン用インキ、その他のプラスチック用インキ、金属箔用インキ、建材印刷用インキ、建材印刷用下地コート、建材印刷用トップコート、特殊グラビア用レジューサーなどをいいます。
	そ の 他 の イ ン キ			凸版インキ、凸版用コールドセットインキ、凸版用オーバープリントワニス、写真版用インキ、原色版用インキ、凸版輪転機用インキ、凹版インキ、シルクスクリーンインキ、コロタイプインキ、蛍光インキ、安全インキ、UVインキ、フォーム用インキ、タバコ用鋼板インキ、記録用磁気インキ、謄写版用インキ、転写インキ、ペーパーコーティングワニスなど、調査票に提示されていない全ての印刷インキを記入してください。なお、金、銀インキは各版に含めて、ゴム凸版インキは、樹脂凸版インキに含めてください。
新 聞 イ ン キ				新聞用凸版輪転インキ、新聞用オフセット輪転インキ、ドライオフセットインキなどをいいます。
印 刷 イ ン キ 用 ワ ニ ス				希釈用ワニス、製造用ワニスなど印刷インキ用として用いられるワニスをいいます。ただし、印刷インキ用として使用されるかどうか区別することが困難な場合はここに含めて差し支えありません。その場合、備考欄にその旨を記入してください。

## 4. 生産能力欄

### 塗 料

(1) 品目の定義範囲

塗料の生産能力は、品目番号（0101）～（0119）の品目を対象として算定します。

(2) 対 象 設 備

塗料（半製品は除く。）を製造する設備（ボールミル、サンドグラインドミル、スピードラインミル、溶解槽など）をいいます。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象に含めません。

(3) 操業時間及び日数

① 1日操業時間は7時間とします。

② 月間操業日数は21日とします（年間252日／12）。

なお、一時的な需給関係による操業時間又は操業日数の変動、行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変動とみなし、生産能力算定の際に考慮しません。

(4) 技 術 条 件

各設備（年代差を含む。）における標準的な技術条件を前提とし、原料の前処理法の進歩、製造工程上の技術的な改良及び設備の部分的改良などにより、生産能力に変化があった場合は、生産能力を改定してください。

(5) 労 働 条 件

労働力は、各設備に応じた標準的な人員及び質を前提とします。

(6) 原 材 料 条 件

当該品目としての平均的な品質の原材料を前提とし、量的な制約は考慮しません。

なお、当該品目としての平均的な品質を前提とすることが困難な場合は、各事業所において使用される平均的な品質を前提として差し支えありません。

(7) 算 式

月間生産能力＝Σ各設備の1日当たり生産能力量×21日

① 生産能力量は各事業所としての1ヶ月の生産能力量です。

② 生産能力量は、原則として各生産設備（又は設備群）ごとに算出し、合計します。

③ 同一の生産設備で2種類以上の品目を生産している場合は、各生産設備の前年の生産実績に基づく品目構成で生産能力量を算出します。

### 印 刷 イ ン キ

(1) 品目の定義範囲

印刷インキの生産能力は、品目番号（0121）～（0126）の品目を対象として算定します。

(2) 対 象 設 備

印刷インキ（半製品を除く。）を製造する設備（ボールミル、ビーズミル、3本ロール、ミキサー（ニーダー、溶解槽などを含む。））をいいます。

なお、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象に含めません。

(3) 操業時間及び日数

- ① 1日操業時間は定例的な操業時間（定常的な残業時間を含む。）とします。
- ② 月間操業日数は、年間を通じての平均的な日数（交代勤務の場合は日数に換算）とします。

なお、一時的な需給関係による操業時間又は操業日数の変動、行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変動とみなし、生産能力算定の際に考慮しません。

(4) 技術条件

塗料と同様です。

(5) 労働条件

塗料と同様です。

(6) 原材料条件

塗料と同様です。

(7) 算式

月間生産能力 =  $\Sigma$  各設備の1日当たり生産能力量  $\times$  月間操業日数

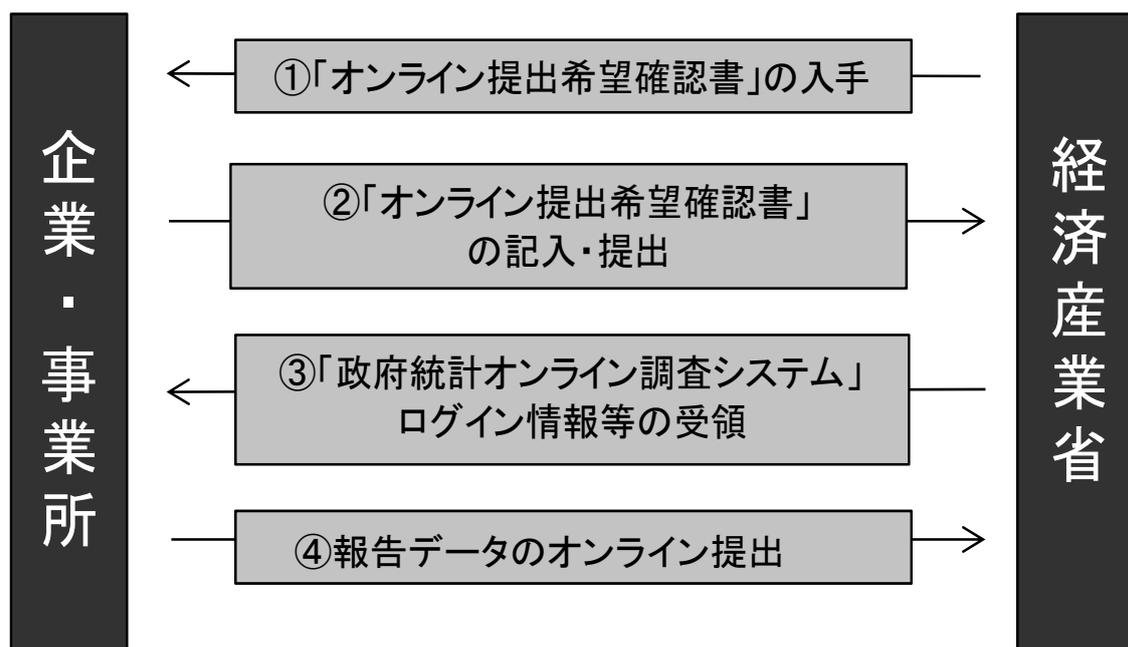
- ① 生産能力量は各事業所としての1ヶ月の生産能力量です。
- ② 生産能力量は、原則として各生産設備（又は設備群）ごとに算出し、合計します。
- ③ 同一の生産設備で2種類以上の品目を生産している場合は、各生産設備の前年の生産実績に基づく品目構成で生産能力量を算出します。

## 調査票のオンライン提出について

生産動態統計調査などの調査票をオンラインで提出するには、企業・事業所と経済産業省の間をインターネットなどの情報ネットワークで結び、各種の調査票の報告を行う「政府統計オンライン調査システム」を利用することになります。

システム利用に関する手続きの流れ及び「オンライン提出希望確認書」の記入要領、提出方法、提出先、問合せ先は以下のとおりです。

### システム利用手続きの流れ



#### (1) システム利用に関する手続きの流れ（※）

##### ①「オンライン提出希望確認書」の入手

48ページに「オンライン提出希望確認書」【新規届】（※）の様式がありますので、コピーして利用してください。

なお、経済産業省ホームページからも様式（Excel形式）の取得が可能です。

<https://www.meti.go.jp/statistics> → 統計トップページ「調査にご協力いただいている方へ」 → 「オンラインによる統計報告」 → 「2. オンライン提出希望確認書」

##### ②「オンライン提出希望確認書」の記入・提出

「オンライン提出希望確認書」に必要事項を記入し、経済産業省へE-MAIL又は郵送にて提出してください。

なお、電話などで記入内容の確認をする場合があります。

##### ③「政府統計オンライン調査システム」ログイン情報等の受領

経済産業省から、「政府統計オンライン調査システム」にログインする際に必要な調査対象者ID、初期パスワードを記載した資料及び操作説明書を郵送します。

##### ④ 報告データのオンライン提出

調査票提出日までに、オンラインによる調査票データの提出をしてください。

※「調査対象者ID」、「初期パスワード」情報が送付されている場合、「オンライン提出希望確認書」【新規届】の提出は必要なく、既にオンラインによる調査票の提出が可能となります。

## (2) オンライン提出希望確認書記入要領

### ① オンライン開始希望時期

- ・何月分の提出からオンライン開始を希望するのか記入してください。

### ② オンライン担当者情報

- ・「担当者名」欄には、実際に「政府統計オンライン調査システム」を利用してオンライン提出を行う担当者名を記入してください。
- ・「メールアドレス」欄には、オンライン担当者が業務で使用している E-MAIL アドレスを記入してください。

※政府統計オンライン調査システムを利用する際に必要なパソコンの利用環境については、47ページで確認してください。

### ③ オンライン提出調査票

- ・「事業所番号」欄には、オンライン担当者が調査票データのオンライン提出を担当する事業所の事業所番号を記入してください。
- ・「調査票番号」欄には、事業所ごとにオンライン提出する調査票番号を記入してください。一部オンライン提出しない調査票がある場合は、当該調査票番号は記入しないでください。
- ・1事業所の調査票番号を1行に書くことができない場合は、次の行に記入してください。
- ・記入欄が足りない場合は、「オンライン提出希望確認書」をコピーし、2枚目以降に記入してください。

## (3) 「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合

「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合は、49ページの「オンライン提出希望確認書」【変更届】に変更内容を含む全ての項目を記入し、提出してください。様式 (Excel 形式) の入手方法及び提出先は、前記【新規届】と同様です。

## (4) 調査に関する問合せ先

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室

電話：03-3501-1511 (代表)

企画調整班 2861~2862 (内線)

## (5) 「オンライン提出希望確認書」の提出先及び「政府統計オンライン調査システム」に関する問合せ先

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ

統計情報システム室 オンライン調査担当

電話：03-3501-1090 (直通)

E-MAIL：bzl-stats-info@meti.go.jp

## 【参考】パソコンの利用環境について

政府統計オンライン調査システムは、インターネットを利用したシステムです。利用に当たっては、以下のシステム環境及び通信環境が必要です。

### ●システム環境（2025年9月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） （Excel 調査票をご利用の場合のみ）
Windows 11(※1) Windows 10(※1)	Firefox 142 Google Chrome 139 Microsoft Edge 139	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2024 Microsoft Office Excel 2021 Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
macOS 15.6	Safari 18	

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。
- ・Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。  
また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。

（※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

- ・Microsoft 365 又は Excel 2024 をご利用の場合、ActiveX コントロールの無効状態によってマクロ機能が無効となっている場合がありますので、その場合は以下の URL に対処法の記載があります。

[https://www.e-survey.go.jp/faq/Security\\_risk](https://www.e-survey.go.jp/faq/Security_risk)

### ●通信環境

ブロードバンド環境を推奨します。

なお、利用環境の詳細や最新情報は、以下の URL から確認してください。

[https://www.e-survey.go.jp/recommended\\_env](https://www.e-survey.go.jp/recommended_env)

### ●政府統計オンライン調査システムマニュアル

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/manuald.pdf>

### ●政府統計オンライン調査システムのよくある質問及び回答

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/qa.html>



# オンライン提出希望確認書（経済産業省）

## 【 新規届 】

記入日： \_\_\_\_\_

オンライン開始希望時期	年	月分の提出から
-------------	---	---------

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒                    )		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: [bzl-stats-info@meti.go.jp](mailto:bzl-stats-info@meti.go.jp)

(2023.06様式)



# オンライン提出希望確認書（経済産業省）

## 【 変更届 】

記入日： \_\_\_\_\_

調査対象者ID	
---------	--

現在ご利用中のID(英数字10桁)をご記入ください。

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒 )		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

(備考欄)	例) 1234567890(事業所番号) 1234(調査票番号) 4月分より追加
-------	--

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: [bzl-stats-info@meti.go.jp](mailto:bzl-stats-info@meti.go.jp)

(2023.06様式)



基 幹 統 計 経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1. 製 品		単位 : t							
品 目	項 目	番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷			月 末 在 庫
						販 売		そ の 他	
						数 量	金 額 (千円)		
		A	B	C	D	E	F	G	
ア ン モ ニ ア (NH <sub>3</sub> 100% 換 算)		0101							
硝 酸 (98% 換 算)		0102							
硫 酸 ア ン モ ニ ウ ム		0103							
複 合 肥 料 (化 成 肥 料)	高 度 化 成 (粒 状)	0104							
	普 通 化 成 (粒 状)	0105							
石 灰	生 石 灰	0106							
	消 石 灰	0107							
軽 質 炭 酸 カ ル シ ウ ム		0108							
か 性 ソ ー ダ (液 体 97% 換 算・固 形 有 姿)		0109							
塩 素 ガ ス		0110							
液 体 塩 素		0111							
塩 酸	合 成 (35% 換 算)	0112							
	副 生 (35% 換 算)	0113							
次 亜 塩 素 酸 ナ ト リ ウ ム 溶 液 (12% 換 算)		0114							

3. 労 務		単位 : 人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
化 学 肥 料・石 灰 及 び ソ ー ダ 工 業 製 品 部 門	0301		
事 業 所	0302		

4. 生 産 能 力		単位 : t/月	
区 分	番 号	生 産 能 力	
		A	
ア ン モ ニ ア (NH <sub>3</sub> 100% 換 算)	0401		
か 性 ソ ー ダ	0402		

備 考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - ) 電 話 ( - - )
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 - )
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	電 話 ( - - )

( 年 月 日 作 成 )

統 計 調 査 番 号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7 6 0 1 0	2 0 2 6		都 道 府 県 整 理 番 号
		法 人 番 号	



コーラル製品・環式中間物及び合成染料月報

(2026年 月 分)

基幹統計 経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品		単 位	番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷		月 末 在 庫	
品 目	項 目						販 売			そ の 他
							数 量	金 額 (千円)		
		A	B	C						
コーラル		t	0101							
粗製ベンゼン (180℃までに100%留出のものに換算)		t	0102							
クレオソート油		t	0103							
ナフタリン		t	0104							
副生硫酸アンモニウム		t	0105							
環式中間物	ジフェニルメタンジイソシアネート	t	0106							
	シクロヘキサン	t	0107							
	無水フタル酸 (石油化学製品を除く)	t	0108							
合成染料		kg	0109							
有機ゴム薬品		t	0110							

3. 労務		単位：人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
コーラル製品・環式中間物及び合成染料部門	0301		
事業所	0302		

4. 生産能力		単位：t/月	
区 分	番 号	生 産 能 力	
		A	
無水フタル酸	0401		
シクロヘキサン	0402		

備考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企業名	本社又は本店所在地	(〒 - ) 電話( - - )
事業所名	事業所所在地	(〒 - )
報告者の氏名	作成者の所属部署名及び氏名	電話( - - )

( 年 月 日 作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所番号			
A076080	2026		都道府県	整理番号		
法人番号						



有機薬品及び写真感光材料月報

(2026年 月 分)

基 幹 統 計 経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

1. 製 品		単 位	番 号	生 産 受 入	消 費	出 荷			月 末 在 庫
項 目	品 目					販 売		そ の 他	
						数 量	金 額(千円)		
		A	B	C	D	E	F	G	
発酵エチルアルコール(95%)		kl	0101						
ホルマリン		t	0102						
塩化メチル		t	0103						
塩化メチレン		t	0104						
無水マレイン酸		t	0105						
可 塑 剤	フタル酸系可塑剤	t	0106						
	りん酸系可塑剤	t	0107						
	エポキシ系可塑剤	t	0108						
写真フィルム		m <sup>2</sup>	0109						

3. 労 務		単 位 : 人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
有機薬品部門	0301		
写真フィルム部門	0302		
事業所	0303		

4. 生 産 能 力			
区 分	単 位	番 号	生 産 能 力
			A
ホルマリン	t/月	0401	
フタル酸系可塑剤	t/月	0402	
発酵エチルアルコール	kl/月	0403	

備 考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企業名		本社又は本店所在地	(〒 - ) 電話( - - )
事業所名		事業所所在地	(〒 - )
報告者の氏名		作成者の所属部署名及び氏名	電話( - - )

( 年 月 日 作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所番号	
			都道府県	整理番号
A 0 7 6 0 9 0	2 0 2 6			
法人番号				



石油化学製品月報の品目欄に記入する品目名、単位及び番号は下表によってください。

石油化学製品月報の品目欄に記入する品目名、単位及び番号は下表によってください。

調査品目	単位	番号	生産能力(HI)の報告対象	調査品目	単位	番号	生産能力(HI)の報告対象
ポリエチレン	t	0101	○	エチレン	t	0134	○
高密度(密度0.94未満のもの)	t	0102	○	エチレン	t	0135	○
高密度(密度0.94以上のもの)	t	0103	○	エチレン	t	0136	○
エチレン・酢酸ビニル共重合体	t	0104	○	エチレン	t	0138	×
ポリスチレン	t	0105	○	アセトアルデヒド	t	0140	×
成形材料(GP・HI)	t	0106	○	エチレン	kl	0144	×
発泡用(F S)	t	0108	○	二塩化エチレン	t	0146	○
A S樹脂・ABS樹脂	t	0110	○	プロピレン	t	0147	—
ポリプロピレン	t	0112	○	酸化プロピレン	t	0148	○
石油	t	0113	○	ポリプロピレン	t	0150	○
クラム(油入りを除く)	t	0114	○	エチレン	t	0151	×
クラム(油入り)	t	0115	○	イソプロピルアルコール	t	0153	×
ラテックス(SBR)	t	0116	○	合成アセト	t	0154	○
アクリロニトリルブタジエンラバー(NBR)	t	0117	○	メチルイソブチルケトン	t	0155	×
ポリプロピレン	t	0118	○	アクリロニトリル	t	0156	○
ポリブタジエン	t	0119	○	アクリル酸エステル	t	0157	○
その他の合成ゴム	t	0120	○	合成オクタノール	t	0158	×
スチレンモノマー	t	0121	○	合成ブタノール	t	0159	○
フェニルオール	t	0122	○	メチルエチルケトン	t	0162	○
ビスフェノールA	t	0123	○	ブタン・ブチレン	t	0163	—
無水フタル酸	t	0124	×	ブタンジエ	t	0164	○
テレフタル酸(高純度のもの)	t	0125	○	分解ガソリン	t	0166	—
ベンゼン(非石油系を含む)	t	0126	○				
トルエン(非石油系を含む)	t	0128	○				
キシレン(非石油系を含む)	t	0129	○				
オキシレン(非石油系を含む)	t	0130	○				
パラキシレン	t	0131	×				
メタキシレン	t	0132	○				

注1) 品目番号 0107、0109、0111、0122、0123、0127、0133、0137、0139、0141、0142、0143、0145、0149、0152、0160、0161、0165は欠番。

注2) エチルアルコールの単位にご注意ください。  
製品欄、生産能力欄とも単位はklで記入してください。

注3) 生産能力(アイテム記号H)の報告は「生産能力(HI)の報告対象」欄に○が付いている品目のみ記入してください。  
なお、「—」が記載されている品目は従来より生産能力の報告の対象外になっている品目です。



経済産業省生産動態統計調査

無機薬品・火薬類月報

(2026年 月 分)

基 幹 統 計 経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1. 製 品		単 位	番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷			月 末 在 庫
項 目	品 目						販 売		そ の 他	
							数 量	金 額 (千円)		
		A	B	C	D	E	F	G		
	ふ っ 化 水 素 酸 (50% 換 算 値)	t	0101							
	り ん 酸	t	0102							
	水 酸 化 カ リ ウ ム	t	0103							
	酸 化 亜 鉛	t	0104							
	酸 化 第 二 鉄	t	0105							
顔 料	ア ゾ 顔 料	t	0106							
	フ タ ロ シ ア ニ ン 系 顔 料	t	0107							
酸 化 チ タ ン	ア ナ タ ー ス 型	t	0108							
	ル チ ル 型	t	0109							
	カ ー ボ ン プ ラ ッ ク	t	0110							
	活 性 炭 ( 粒 状 )	t	0111							
	硫 酸 アル ミ ニ ウ ム (14% 固 形 換 算 値)	t	0112							
	ボ リ 塩 化 アル ミ ニ ウ ム (アル ミ ナ 10% 換 算 値)	t	0113							
	よ う 素	t	0114							
	け い 酸 ナ ト リ ウ ム	t	0115							
	過 酸 化 水 素 (100% 重 量 換 算 値)	t	0116							
	化 学 石 こ う (2 水 塩 換 算 値)	t	0117							
	硫 酸 (100% 換 算 値)	t	0118							
火 薬 及 び 爆	硝 安 油 剤 爆 薬	kg	0119							
	火 薬 及 び そ の 他 の 爆 薬 (武 器 用 を 除 く)	kg	0120							

3. 労 務		単 位 : 人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
無 機 薬 品 ・ 火 薬 類 部 門	0301		
事 業 所	0302		

4. 生 産 能 力		単 位 : t/月	
区 分	番 号	生 産 能 力	
		A	
ふ っ 化 水 素 酸 (50% 換 算 値)	0401		
り ん 酸	0402		
水 酸 化 カ リ ウ ム	0403		
酸 化 チ タ ン	0404		
カ ー ボ ン プ ラ ッ ク	0405		
硫 酸	0406		

備 考 : 前 月 に 比 べ 大 幅 な 変 動 が あ っ た 場 合 は , そ の 理 由 を 書 い て く だ さ い。

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	( 千 - ) 電 話 ( - - )
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	( 千 - )
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	電 話 ( - - )

( 年 月 日 作 成 )

統 計 調 査 番 号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号			
			都 道 府 県	整 理 番 号		
A 0 7	6 1 2 1	2 0 2 6				
法人番号						



経済産業省生産動態統計調査  
**触 媒 月 報**  
 (2026年 月 分)

基 幹 統 計 経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

1. 製 品			単位 : t						
品 目	項 目	番 号	生 産 A	受 入 B	消 費 C	出 荷		月 末 在 庫 G	
						販 売			そ の 他 F
						数 量 D	金 額 (千円) E		
工 業 用	石精製	水素化処理触媒 (重油脱硫用を含む)	0101						
	油用		その他の石油精製用	0102					
		石油化学品製造用	0103						
		高分子重合用	0104						
		油脂加工・医薬・食品製造用	0105						
		その他の工業用(無機・雰囲気ガス等)	0106						
環 保 全 境 用		自動車排気ガス浄化用	0107						
		その他の環境保全用	0108						

2. 原 材 料		単位 : 純分換算 kg	
区 分	番 号	消 費	
		A	
ニ ッ ケ ル	0201		
モ リ ブ デ ン	0202		
酸 化 チ タ ン	0203		
白 金	0204		
タ ン グ ス テ ン	0205		
コ バ ル ト	0206		
パ ラ ジ ウ ム	0207		
バ ナ ジ ウ ム	0208		
酸 化 ア ル ミ ニ ウ ム	0209		

3. 労 務			単位 : 人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数		
		A		
触 媒 部 門	0301			
事 業 所	0302			

備 考 : 前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - ) 電 話 ( - - )
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 - )
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	電 話 ( - - )

( 年 月 日 作 成 )

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号			
			都道府県	整 理 番 号		
A 0 7 6 1 2 2	2 0 2 6					
法人番号						



# 高圧ガス月報

(2026年 月 分)

基幹統計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品		単 位	番 号	生 産 A	受 入 B	消 費 C	出 荷			月 末 在 庫 G
品 目							販 売		そ の 他 F	
							数 量 D	金 額 (千円) E		
酸 素 (空気分留法)	酸 素 ガ ス	1000 m <sup>3</sup>	0101							
	液 化 酸 素	1000 m <sup>3</sup>	0102							
窒 素	窒 素 ガ ス	1000 m <sup>3</sup>	0103							
	液 化 窒 素	1000 m <sup>3</sup>	0104							
ア ル ゴ ン		1000 m <sup>3</sup>	0105							
水 素		1000 m <sup>3</sup>	0106							
溶 解 ア セ チ レ ン		t	0107							
フ ル オ ロ カ ー ボ ン		t	0108							
炭 酸 ガ ス		t	0109							

3. 労務		単位 : 人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
高 圧 ガ ス 部 門	0301		
事 業 所	0302		

4. 生産能力			
区 分	単 位	番 号	生 産 能 力
			A
酸 素 (空気分留法)	酸 素 ガ ス	1000m <sup>3</sup> /月	0401

備考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - ) 電 話 ( - - )
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 - )
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	電 話 ( - - )

( 年 月 日 作 成 )

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号			
			都道府県	整 理 番 号		
A 0 7 6 1 4 0	2 0 2 6					
法人番号						



経済産業省生産動態統計調査

# プラスチック月報

(2026年 月 分)

基幹統計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

単位：t

1. 製品	項目	番号	生産	受入	消費	出荷			月末在庫
						販売		その他	
						数量	金額(千円)		
品目		A	B	C	D	E	F	G	
フェノール樹脂	成形材料	0101							
	積層品	0102							
	木材加工接着剤用	0103							
	その他のフェノール樹脂	0104							
エポキシ樹脂	ア	0105							
	化粧板用	0106							
	塗料用	0107							
	接着剤用	0108							
メラミン樹脂	その他のメラミン樹脂	0109							
	F R P 用	0110							
	その他の不飽和ポリエステル樹脂	0111							
不飽和ポリエステル樹脂									
アルキド樹脂									
エポキシ樹脂									
ウレタンフォーム	軟質	0114							
	硬質	0115							
メタクリル酸エステル(モノマー)		0116							
メタクリル樹脂	成形材料	0117							
	その他のメタクリル樹脂	0118							
酢酸ビニル(モノマー)		0119							
ポリビニルアルコール		0120							
塩化ビニル(モノマー)		0121							
塩化ビニル樹脂	ポリマー	0122							
	コポリマー	0123							
	ペースト	0124							
カプロラクタム		0125							
ポリアミド系樹脂成形材料		0126							
脂肪酸樹脂		0127							
ポリカーボネート		0128							
ポリアセタール		0129							
ポリエチレンテレフタレート	繊維用	0130							
	容器用	0131							
	その他のポリエチレンテレフタレート	0132							
ポリブチレンテレフタレート		0133							
ポリフェニレンサルファイド		0134							
その他の樹脂		0135							

3. 労務		単位：人	
区分	番号	月末従事者数	
		A	
プラスチック部門	0301		
事業所	0302		

備考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

4. 生産能力		単位：t/月	
区分	番号	生産能力	
		A	
フェノール樹脂	0401		
エポキシ樹脂	0402		
メタクリル酸エステル(モノマー)	0403		
メタクリル樹脂	0404		
酢酸ビニル(モノマー)	0405		
ポリビニルアルコール	0406		
塩化ビニル(モノマー)	0407		
塩化ビニル樹脂	0408		
カプロラクタム	0409		
ポリカーボネート	0410		
ポリアセタール	0411		

企業名		本社又は本店所在地	(〒 - ) 電話( - - )
事業所名		事業所所在地	(〒 - )
報告者の氏名		作成者の所属及び氏名	電話( - - )

( 年 月 日 作成)

統計調査番号	調査票番号	年月分	事業所番号			
			都道府県		整理番号	
A07	6160	2026				
			法人番号			



油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報

(2026年 月 分)

基 幹 統 計 経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

単位 : t

1. 製 品		番 号	生 産	受 入	消 費	出		荷	月 末 在 庫	
						販 売		そ の 他		
						数 量	金 額 (千円)			F
品 目		A	B	C	D	E	F	G		
油脂製品、 石けん・合成洗剤等	直 分 脂 肪 酸	0101								
	硬 化 脂 肪 酸	0102								
	分 別 ・ 分 留 脂 肪 酸	0103								
	精 製 グリセリン (98.5% 換 算)	0104								
	石 け ん	浴 用 ・ 固 形	0105							
		手 洗 用 ・ 液 体	0106							
		そ の 他 の 石 け ん	0107							
	洗 顔 ・ ボ デ ィ 用 身 体 洗 浄 剤	0108								
	合 成 洗 剤	洗 濯 用 液 体	粉 末	0109						
			液 体	中 性	0110					
			中 性 以 外 の も の	0111						
		台 所 用	0112							
		住 宅 ・ 家 具 用	0113							
		柔 軟 仕 上 げ 剤	0114							
	漂 白 剤	酸 素 系	0115							
		塩 素 系	0116							
	酸 ・ ア ル カ リ 洗 浄 剤	0117								
	ク レ ン ザ ー	0118								
界 面 活 性 剤	陰 イ オン 剤	硫 酸 エ ス テ ル 型	0119							
		ス ル ホ ン 酸 型	ア ル キ ル (ア リ ル) ス ル ホ ン 酸 型	0120						
		ス ル ホ ン 酸 型	そ の 他 の ス ル ホ ン 酸 型	0121						
		そ の 他 の 陰 イ オン 活 性 剤	0122							
	陽 イ オン 活 性 剤	0123								
	非 イ オン 活 性 剤	エ ー テ ル 型	POEア ル キ ル エ ー テ ル	0124						
			POEア ル キ ル ア リ ル エ ー テ ル	0125						
			そ の 他 の エ ー テ ル	0126						
		エ ス テ ル ・ エ ー テ ル 型	0127							
		多 価 ア ル コ ー ル エ ス テ ル	0128							
そ の 他 の 非 イ オン 活 性 剤		0129								
両 性 イ オン 活 性 剤	0130									
調 合 界 面 活 性 剤	0131									

3. 労 務		単位 : 人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤部門	0301		
事業所	0302		

4. 生 産 能 力		単位 : t/月	
区 分	番 号	生 産 能 力	
		A	
石 け ん	0401		
合 成 洗 剤	0402		

備 考 : 前 月 に 比 べ 大 幅 な 変 動 が あ っ た 場 合 は 、 そ の 理 由 を 書 い て く だ さ い 。

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - ) 電 話 ( - - )
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 - )
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	電 話 ( - - )

( 年 月 日 作 成 )

統 計 調 査 番 号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号			
			都 道 府 県	整 理 番 号		
A 0 7 6 1 7 1		2 0 2 6				
法 人 番 号						



# 化粧品月報

(2026年 月 分)

基幹統計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製 品		番 号	生 産 (kg)	受 入 (kg)	出 荷				月 末 在 庫 (kg)
品 目	項 目				販 売			そ の 他 (kg)	
					個数 (10個)	数量 (kg)	金 額 (千円)		
		A	B	C	D	E	F	G	
香水・オーデコロン		0101							
頭 髪 用 化 粧 品	シャンプー	0102							
	ヘアリンス	0103							
	ヘアトリック	0104							
	ヘアトリートメント	0105							
	ボマード・チック・ヘアクリーム・香油	0106							
	液状・泡状整髪料	0107							
	セットローション	0108							
	ヘアスプレー	0109							
	染毛料	0110							
	その他の頭髪用化粧品	0111							
	皮 膚 用 化 粧 品	洗顔クリーム・フォーム	0112						
クレンジングクリーム		0113							
マッサージ・コールドクリーム		0114							
モイスチャークリーム		0115							
乳液		0116							
化粧水		0117							
美容液		0118							
パック		0119							
男性皮膚用化粧品		0120							
その他の皮膚用化粧品		0121							
仕 上 用 化 粧 品	ファンデーション	0122							
	おしろい	0123							
	口紅	0124							
	リップクリーム	0125							
	ほほ	0126							
	アイメイクアップ	0127							
	まゆ墨・まつ毛化粧料	0128							
	つめ化粧料(除光液を含む)	0129							
その他の仕上用化粧品	0130								
特 殊 用 途	日焼け止め及び日焼け用化粧品	0131							
	ひげそり用・浴用化粧品	0132							
	その他の特殊用途化粧品	0133							

(注) 1. 皮膚化粧品のうち、男性用のものは、0120男性皮膚用化粧品に記入してください。  
 2. 浴用化粧品のうち、薬用浴用剤は含まないでください。

3. 勞 務		単 位 : 人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	A
化粧品部門	0301		
企業	0302		

備考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

5. 都道府県別生産内訳						単 位 : 千円					
都道府県名	番 号	生 産 金 額		都道府県名	番 号	生 産 金 額					
		A				A					
	05				05						
	05				05						
	05				05						
	05				05						
	05				05						

(注) 生産金額は、生産量×販売単価を記入してください。

企業名		本社又は本店所在地	(〒 - ) 電話( - - )
報告者の氏名		作成者の所属部署名及び氏名	電話( - - )

( 年 月 日 作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号			
			都道府県	整 理 番 号		
A 0 7 6 1 7 5		2 0 2 6				
法人番号						



経済産業省生産動態統計調査

# 塗料及び印刷インキ月報

(2026年 月 分)

基幹統計 経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品			単位：t							
品目	項目	番号	生産 A	受入 B	消費 C	出荷			月末在庫 G	
						販売		その他 F		
						数量 D	金額(千円) E			
ラッカー		0101								
電気絶縁塗料		0102								
合成樹脂系塗料	溶剤系	ワニス・エナメル	0103							
		アルキド樹脂系塗料	調合ペイント	0104						
		さび止ペイント	0105							
	アミノアルキド樹脂系塗料		0106							
	アクリル樹脂系塗料	常温乾燥型	0107							
		焼付乾燥型	0108							
	エポキシ樹脂系塗料		0109							
	ウレタン樹脂系塗料		0110							
	不飽和ポリエステル樹脂系塗料		0111							
	船底塗料		0112							
	その他の溶剤系塗料		0113							
	水系塗料	エマルション系塗料	エマルションペイント	0114						
			厚膜型エマルションペイント	0115						
		水性樹脂系塗料		0116						
	無溶剤系塗料	粉体塗料	0117							
		トラフィックペイント	0118							
	その他の塗料		0119							
	シンナー		0120							
一般インキ	平版インキ	0121								
	樹脂凸版インキ	0122								
	金属印刷インキ	0123								
	グラビアインキ	0124								
	その他のインキ	0125								
新聞インキ		0126								
印刷インキ用ワニス		0127								

3. 業務			単位：人
区	分	番号	月末従事者数 A
塗料及び印刷インキ部門		0301	
事業所		0302	

4. 生産能力			単位：t/月
区	分	番号	生産能力 A
塗料		0401	
印刷インキ		0402	

備考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企業名	本社又は本店所在地	(〒 - ) 電話( - - )
事業所名	事業所所在地	(〒 - )
報告者の氏名	作成者の所属部署名及び氏名	電話( - - )

( 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年月分	事業所番号	都道府県	整理番号
A076180	2026				
法人番号					





**リサイクル適性** (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。